

教育振興基本計画部会における議論について

令和4年9月7日

これまでの教育振興基本計画

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画（平成20年度～平成24年度）を策定、平成25年6月に第2期計画（平成25年度～平成29年度）を策定。
- 現在は第3期計画（平成30年度～令和4年度）の期間中。

第1期計画	対象期間	平成20（2008）年度～平成24（2012）年度
	基本的方針	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿
	教育の目指すべき方向性	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する
	成果目標・指標	なし
第2期計画	対象期間	平成25（2013）年度～平成29（2017）年度
	基本的方針	一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築
	教育の目指すべき方向性	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成
	成果目標・指標	あり
第3期計画	対象期間	平成30（2018）年度～令和4（2022）年度
	基本的方針	教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
	教育の目指すべき方向性	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する
	成果目標・指標	あり

○教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

社会の変化（2040年以降の社会）

- ・人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化や多極化、地球環境問題など
- ・変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代であり、先行き不透明で将来の予測が困難な未来

望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代

超スマート社会
(Society 5.0)

一人一人の人間が中心となる社会
労働市場の構造や職業そのものの抜本的な変化

ウェルビーイング

一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の
幸せでもあるウェルビーイング (Well-being)

- ・「変革を起こすコンピテンシー」、新たな価値を創造していく力
- ・幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなること
- ・絶えず変化する予測困難な社会における人材移動を支える社会人の学び直し（リカレント教育）
- ・全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進

○「令和の日本型学校教育」答申：「個別最適な学び」と「協働的な学び」

- ・一人一台環境の実現や公立小学校における35人学級の計画的整備など 教職員定数の改善 等

○「グランドデザイン」答申

- ・「学修者本位」を前提とした制度改正の提言 等

○新型コロナウイルス感染症を契機として

- ・デジタルがもたらす学びにおける可能性の提示、学びの在り方の変容
- ・学校の持つ福祉的機能や教師の存在意義、リアルな体験の持つ価値の再認識

○超スマート社会（Society 5.0）に対応し、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況。「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが必要。

○共生社会を実現していく上で、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考えていく必要。

諮問事項

- ① 改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、国内状況の変化、国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について。特に、オンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について
- ② 上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階における、今後5年間の教育政策の目指すべき方向性と主な施策について
- ③ 学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて
- ④ 第3期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について

教育振興基本計画部会のこれまでの審議状況

- 中央教育審議会総会（第130回）にて諮問（2022年2月7日）
- 第1回教育振興基本計画部会（2022年3月22日）
 - 議題（1）部会長の選任等について
 - （2）第3期教育振興基本計画期間中の教育改革の動向について
 - （3）次期教育振興基本計画について
- 第2回教育振興基本計画部会（2022年5月13日）
 - 議題（1）第3期教育振興基本計画の進捗状況について
- 第3回教育振興基本計画部会（2022年6月2日）
 - 議題（1）次期教育振興基本計画と教育DX（デジタルトランスフォーメーション）について
 - （2）教育振興基本計画の教育現場での実効性について
- 第4回教育振興基本計画部会（2022年7月12日）
 - 議題（1）教育とウェルビーイングについて
 - （2）誰一人取り残さない教育について
- 第5回教育振興基本計画部会（2022年8月5日）
 - 議題（1）教育と産業界の連携について
 - （2）社会教育・教育と地域の連携について
 - （3）生徒・学生からの話題提供
 - （4）総論全般について
- 第6回教育振興基本計画部会（2022年8月23日）
 - 議題（1）グローバルについて
 - （2）スポーツ・文化芸術・体験活動について
 - （3）総論について

第3期教育振興基本計画 全体構造

基本的な方針	教育政策の目標	施策群
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成 <主として初等中等教育段階>	○幼児期における教育の質の向上 ○新学習指導要領の着実な実施等 ○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用 ・高等学校教育改革の推進 ○ 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進
	(2) 豊かな心の育成 <〃>	○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○道徳教育の推進 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進 ○体験活動や読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○青少年の健全育成 ○男女共同参画の推進 ○ 主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○環境教育の推進 ○オリンピック・パラリンピック教育の推進 ○災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進
	(3) 健やかな体の育成 <〃>	○学校保健・学校給食、食育の充実等 ○子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援 ○学校や地域における子供のスポーツの機会の充実
	(4) 問題発見・解決能力の修得 <主として高等教育段階>	○高大接続改革の着実な推進 ○学生本位の視点に立った教育の実現 ○教員・学生の流動性の向上 ○教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 <生涯の各段階>	○各学校教育段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進 ○高等教育機関における実践的な職業教育の推進 ○関係府省が連携した学校から社会への接続支援 ○学びを通じた地方への新たな人の流れの構築
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 <〃>	○家庭の教育力の向上 ○地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○伝統や文化等に関する教育の推進【一部再掲】 ○ 英語をはじめとした外国語教育の強化 ○国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援 ○ 日本人生徒・学生の海外留学支援 ○ 外国人留学生の受入環境の整備
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○大学院教育改革の推進 ○若手研究者・科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進 ○研究力強化の推進 ○高等専門学校における技術者教育の推進 ○優れた才能・個性を伸ばす教育の推進 ○IT・データ活用能力の育成 ○新たな社会を創造・牽引(けんいん)するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築 ○芸術家等の養成，文化芸術振興策の推進 ○ 我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材の育成
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 ○ 女性活躍推進のためのリカレント教育の強化 ○高齢者等の生涯学習の推進 ○若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 ○生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会における人づくり，地域づくりを担う中核人材の育成 ○施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	○ 教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施 ○ 社会人が働きながら学べる学習環境の整備 ○ 経済的な支援の実施 ○労働者の学びに関する企業側の理解促進
	(13) 障害者の生涯学習の推進	○学校卒業後における障害者の学びの支援 ○地域学校協働活動の推進【一部再掲】 ○切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実【一部後掲】 ○ 大学等における学生支援の充実 ○障害者スポーツ，障害者の文化芸術活動の振興等
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○ 教育へのアクセスの向上，教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○ 学校教育における学力保障・進路支援，福祉関係機関等との連携強化 ○地域の教育資源の活用 ○学校給食及び食育の推進【一部再掲】 ○へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援 ○ 東日本大震災をはじめとした災害への対応
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	○ 特別支援教育の推進 ・ ○不登校児童生徒の教育機会の確保 ○夜間中学の設置・充実 ○高校中退者等に対する支援 ○高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上 ○海外で学ぶ子供や帰国児童生徒，外国人児童生徒等への教育推進 ○地域における外国人に対する日本語教育の推進
	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(17) ICT 利活用のための基盤の整備	○情報活用能力の育成 ○各教科等の指導におけるICT活用の促進 ○校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上 ○ 学校のICT環境整備の促進 ○ 大学におけるICTを利活用した教育の推進 ○ICTの活用による生涯を通じた学習の推進
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○ 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校における教材等の教育環境の充実 ○ 私立学校の教育研究基盤の強化
	(19) 児童生徒等の安全の確保	○学校安全の推進
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	○教育研究の質向上に向けた基盤の確立 ○高等教育機関の連携・統合等
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	○官民協働による日本型教育の海外展開 ○途上国への教育協力

第3期教育振興基本計画 指標の状況（概要）

- 各目標において設定された指標の達成状況について以下の通り一覧化。
 - 順調に進捗又は目標を達成：赤字
 - 課題あり又は目標に達していない：下線
 - 横ばい又は今後把握等：文字修飾なし
- 目標の進捗の把握に当たっては、必ずしも指標が目標のすべての進捗状況を測るものとはなっていないこと、施策群の中で指標に直接は反映されないものがあることなど、一概に指標の達成状況により計画全体の進捗が把握されるものではないことに留意が必要。

(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	OECDのPISA調査等においては日本の子供たちは世界トップレベルの水準を維持。ただし、 <u>読解力の平均得点は前回調査から低下</u> 。
(2) 豊かな心の育成<">	<u>子供たちの自己肯定感</u> は小学校で横ばい、 <u>中学校でやや改善傾向</u> 。いじめの認知件数に占めるいじめの解消しているものの割合は低下。
(3) 健やかな体の育成<">	子供たちの体力水準は、目標とする昭和60年の水準と比較して、一部の種目を除いて <u>低い状況</u> 。
(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	大学生の授業外学修時間は、令和2年度はそれ以前と比較して増加。
(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>	<u>進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合は、全体として微増</u> （計画期間外の数値）。
(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<">	<u>地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合は低下</u> 、地域の行事に参加している児童生徒の割合は横ばい。
(7) グローバルに活躍する人材の育成	中学生・高校生の英語力は目標には達していないものの <u>改善は進んでいる</u> 。高校生・大学生の海外留学は、 <u>増加傾向</u> にあり、 <u>一部目標を達成したが</u> 、新型コロナウイルス感染症の影響により直近の海外留學生数は激減した。また、外国人留學生数については <u>目標を達成したが</u> 、 <u>同じくコロナの影響により直近の留學生数が減少した</u> 。
(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	<u>修士課程修了者の博士課程等への進学率は若干増加したものの</u> 、 <u>中期的なトレンドとしては低下傾向</u> 。 <u>大学等発ベンチャーの設立数は増加傾向</u> にあると考えられる。
(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	スポーツ分野では <u>2021年東京夏季オリンピック競技大会において過去最多の金メダルを獲得するとともに、若い世代が活躍</u> 。また我が国のアスリートの <u>ドーピング防止規則違反確定率は低下傾向</u> 。文化芸術分野では、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、文化芸術の鑑賞等の活動が減少</u> 。

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

第3期教育振興基本計画 指標の状況（概要）



(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を仕事や就職の上で生かしている者の割合、及び家庭・日常生活に生かしている者の割合はともに向上。
(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合は減少。
(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	大学・専門学校等での社会人受講者数は平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少。
(13) 障害者の生涯学習の推進	学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合は約3割。障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、一般の成人と比べると下回っている。
(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	児童養護施設やひとり親家庭、非課税世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者の割合・高校中退者数が減少。
(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	特別支援教育の個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち実際に作成されている児童等の割合、及び小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数は増加。学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の人数は増加しているが、その割合は減少。
(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導體制の整備等	現職の教師（特に管理職）に占める専修免許状保持者の割合及び特別免許状（特に小中学校）の授与件数は増加傾向。教師の時間外勤務は一定程度改善傾向。1日当たりの事務時間（平均）は令和4年度調査で把握。
(17) ICT利活用のための基盤の整備	GIGAスクール構想により、学校のICT環境整備が飛躍的に進み、児童生徒一人当たりの学習者用コンピュータ数が大幅に改善。普通教室におけるLANの整備状況や超高速インターネットの整備率も改善。教師のICT活用指導力も上昇傾向。大学のICTを活用した教育の実施割合が大幅に増加。
(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	公立学校や国立大学等における計画的な老朽化対策が着実に実施。長寿命化計画の策定は一部に未策定の地方公共団体があるものの概ね順調に進捗。私立学校については耐震化等が着実に進んでいるが未だ課題あり。
(19) 児童生徒等の安全の確保	学校管理下における死亡事故は令和2年は減少したもののゼロには至っていない。負傷・疾病のうち障害を伴う事故数は横ばい傾向。
(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	国公立大学の寄付金受入額は増加傾向。中期的な計画は大学・短大・高専を設置する学校法人のほとんどが策定。大学間連携に取り組む大学の割合は増加傾向。
(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	海外に対する教育事業に参加した日本側及び相手側の教職員・学生・児童・生徒の数は概ね増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数が大きく低下。

3. 生涯学習、活躍できる環境を整える

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

第3期教育振興基本計画期間中の教育政策に係る主な提言・審議状況等について

凡例 中央教育審議会 文科省有識者会議等 他省庁等 国際機関

【H30】

【R4】

【審議中】

初等中等教育

高等教育

・生涯学習教育

スポーツ・文化

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について【答申】(H31.1.25)

教育課程部会「審議まとめ」(R3.1.25)

Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会・省内タスクフォースまとめ(H30.6.5)

OECD「ラーニング・コンパス(学びの羅針盤)2030」(R1.5)

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】(H30.11.26)

大学分科会「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿」(H31.1.22)

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について【答申】(H30.12.21)

文化芸術推進基本計画(H30.3.6)

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【答申】(R3.1.26)

新しい時代の高等学校教育の在り方WG「審議まとめ」(R2.11.13)

外国人児童生徒等の教育の充実について(報告)(R2.3)

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(R3.1)

学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて(報告)(R2.12)

ユネスコ「教育の未来」(R3.11.10)

大学分科会「教学マネジメント指針」(R2.1.22)

大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」(R3.2.9)

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会「審議まとめ」(R3.11.15)

義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について(報告)(R3.7)

通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議(審議まとめ)(R3.2.25)

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について(報告)(R3.9)

教育再生実行会議第十二次提言(R3.6.3)

我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)(R3.5.31)

大学入試のあり方に関する検討会議提言(R3.7.8)

大学分科会「これからの時代の地域における大学の在り方について」(R3.12)

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(R3.3.26)

第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(R2.9)

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議「最終まとめ」(R4.3.14)

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告(R4.3.31)

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(最終報告)(R4.3.30)

こども政策の推進に係る有識者会議報告書(R3.11.29)

デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省「教育データ利活用ロードマップ」(R4.1.7)

大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」(R4.3.18)

第5次国立大学法人等施設整備5か年計画(R3.3.31)

第3期スポーツ基本計画(R4.3.25)

第3次学校安全の推進に関する計画(R4.3.25)

学校教育情報化推進専門家会議「学校教育情報化推進計画(案)」(R4.4.21)

総合科学技術会議教育・人材育成WG「Society 5.0の実現に向けた教育人材育成に関する政策パッケージ(案)」(R4.4.1)

経済産業省「未来人材ビジョン」(R4.5)

教育未来創造会議第一次提言「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」(R4.5.10)

教育振興基本計画部会

初等中等教育分科会
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会
教科書・教材・ソフトウェアの在り方WG

幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会
教育課程部会 教員養成部会

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会
「令和の日本型教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議

GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議
不登校に関する調査研究協力者会議

教育データの利活用に関する有識者会議
いじめ防止対策協議会

「令和の日本型教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議
養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議
学校健康診断情報のPHRへの活用に関する検討会

大学分科会
大学振興部会(文理横断・文理融合教育、出口の質保証、連携・統合、再編等、規模の在り方等)
大学院部会(人文・社会科学系の大学院の在り方、リカレント教育の振興等)

生涯学習分科会(公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育主事、社会教育士等の一層の活用等)

これまでの審議における総論関係のキーワードの整理

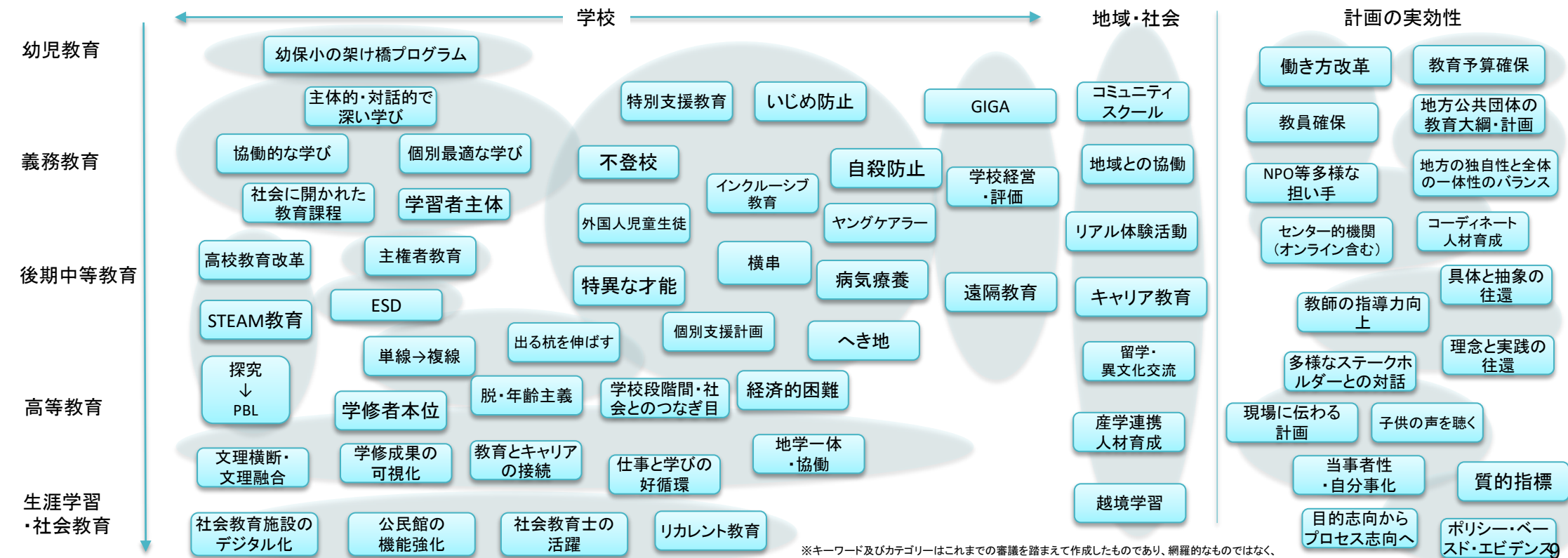
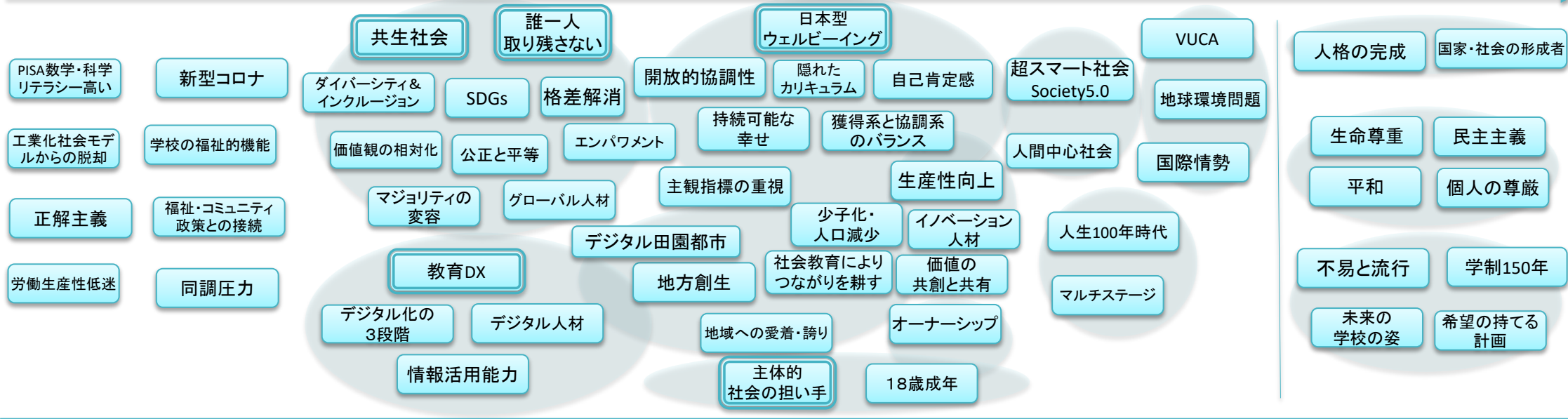


これまで

現在～5年後

←2040→

普遍



※キーワード及びカテゴリーはこれまでの審議を踏まえて作成したものであり、網羅的なものではなく、文部科学省の見解を示すものではない。また学校段階と各項目は厳密に関連付けたものではない。

次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方に係る
これまでの議論の整理（骨子）（たたき台）

0. 次期基本計画のコンセプト

- 予測困難な時代の象徴としての新型コロナウイルス感染症拡大による影響、浮き彫りになった課題と学校・教育の役割、学びの変容
- 誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出すための教育の実現に向けて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、学習者（学修者）主体の学び等の充実を図り、日本型ウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で、多様な個人のウェルビーイングの実現を目指す。また、共生社会の実現・地域コミュニティの再構築に向けて、個人と社会のウェルビーイングの実現をつなぐ学校や社会教育施設の役割・機能を重視する。
- 少子化・人口減少の中で、持続可能な社会の発展を生み出していく人材を育むため、主体的に社会の形成に参画し、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育において培うとともに、社会や時代の変化に応じて課題を発見・解決するための学びを特に高等教育においていつでも受けられる教育・社会環境を整備する。
- コロナ禍を契機としてデジタルが飛躍的に社会に浸透。将来の社会基盤に変化をもたらすデジタルトランスフォーメーションを教育・学習全体の中に組み込む。
- これらを通じた価値創造により、人間中心社会としての Society5.0 の実現を目指す。

I. 我が国の教育をめぐる現状と課題

- 教育の普遍的な使命
 - ・教育基本法：前文、教育の目的（第1条）、教育の目標（第2条）
 - ・学制150年：我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから令和4年で150年
 - ・改正教育基本法の理念・目的・目標は、我々が常に立ち返るべき教育の「不易」
- 第3期計画期間中の成果と課題
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響（グローバル人材交流や体験活動等の停滞、オンライン教育の普及、学校の福祉的役割の再認識）
 - ・GIGAスクール構想の成果、経済的負担軽減方策の拡充による進学率上昇
 - ・世界トップレベルの学力水準の維持と読解力の課題
 - ・小学校における35人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数改善と支援スタッフの充実といった成果、またこれらの更なる推進
 - ・教師の人材確保の課題
 - ・子供の抱える困難の多様化・複雑化
 - ・大学生の学びの質・量確保の必要性、全学的教育改革の大学間格差、理系離れ、博

士課程進学率の低迷

- ・ 社会人の学び直し推進の必要性
- ・ 地域の教育力の低下と地域コミュニティ機能への政策的期待
- ・ 学校施設の老朽化対策・耐震化の進捗

○社会の現状や変化への対応（流行）

- ・ VUCA の時代における「持続可能な社会の創り手」、主体的社会参画、価値の共創
- ・ Society5.0、人間中心社会、地球規模課題
- ・ 経済成長のみならず精神的豊かさや健康の重視、日本型ウェルビーイング
- ・ 共生社会の実現・全ての人の可能性を引き出す（D&I、誰一人取り残さない、SDGs、公正と平等、エンパワメント、教育格差）
- ・ 少子化・人口減少、労働生産性低迷への対応としての生産性向上、イノベーションの創出
- ・ 成長分野（デジタル・GX等）の人材需要や今後求められる資質・能力（問題発見力等）への対応
- ・ 地域コミュニティの再構築に向けたつながりの耕作、地方創生、デジタル田園都市
- ・ 人生100年時代、マルチステージ、リカレント教育
- ・ デジタル化の3段階を踏まえ、DX社会を見据えた教育DXの推進、情報活用能力、オンラインを活用した教育・支援
- ・ 18歳成年、子供の意見表明、主体的な社会参画

○教育政策に関する国内外の動向

- ・ 「令和の日本型学校教育」答申、「学校の働き方改革」答申、「高等教育のグランドデザイン」答申、「生涯学習分科会」審議まとめ、教育未来創造会議第一次提言、総合科学技術・イノベーション会議教育・人材育成WGなど
- ・ 国際動向（OECD・Learning Compass 2030、ユネスコ・教育の未来）

Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針

○日本型ウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育

（基本的な考え方）

- ・ 日本型ウェルビーイングの概念整理（協調系と獲得系のバランス、個人と場、現在と未来）
- ・ 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出し、多様な個人がウェルビーイングを実現できる教育
- ・ 個人と社会のウェルビーイングをつなぐ学校の役割・マネジメント
（教育政策の方向性）
- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- ・ 地域や社会に開かれた教育・学校経営（キャリア教育、体験活動、越境学習、産学

- 地域一体・協働等)
- ・発達支持的生徒指導
- ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進等）
- ・特別なニーズに対応した教育・学習機会の提供、不登校・いじめ等への対応、特定分野に特異な才能のある児童生徒への対応、障害者の生涯学習の推進等（ICTの活用を含む）
- ・異文化交流（留学、オンライン国際交流等）

○社会の持続的な発展を生み出す人材の養成

（基本的な考え方）

- ・主体的に社会の形成に参画し、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育において培う。
- ・社会や時代の変化（現在においてはデジタルやグリーン等）に応じて問題を発見・解決し、社会や地域を担う人材の育成に向けて、文理横断・文理融合、産学官連携（職業教育の充実を含む）、グローバル人材育成を推進する。またリカレント教育を特に高等教育においていつでも受けられる教育・社会環境を整備する。

（教育政策の方向性）

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、情報活用能力の育成
- ・主体的な社会参画意識の醸成（キャリア教育、主権者教育、子供の意見表明）
- ・高校教育改革、STEAM教育、探究→PBL
- ・デジタル・グリーン等成長分野、文理融合・文理横断、理工系における女性活躍
- ・産学・地域連携人材育成
- ・グローバルに活躍する人材の育成（留学、オンライン国際交流）、教育の国際化・海外展開、留学生の受け入れ・定着
- ・大学教育の質保証、学修者主体、学修成果の可視化、大学院教育の充実
- ・短期大学、高等専門学校、専修学校の充実
- ・高等教育機関におけるリカレント教育

○地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育

（基本的な考え方）

- ・社会教育における学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤を形成する
- ・職業や生活に必要な知識を身に付け自己実現を図るための生涯学習を推進する。

（教育政策の方向性）

- ・公民館等の社会教育施設の機能強化（デジタル化等）
- ・社会教育人材の育成、活躍機会の拡充

- ・地域と学校の連携・協働の推進
- ・障害者の生涯学習機会の充実
- 計画の実効性確保のための条件整備・対話
 - ・指導体制、ICT環境の整備
 - ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働
 - ・教育DX
 - ・経済的・地理的状况によらず学びの機会を確保するための支援
 - ・安全・安心で質の高い学校施設の整備（老朽化対策、防災機能強化、脱炭素化、バリアフリー化等）、社会教育施設等の整備
 - ・児童生徒等の安全確保
 - ・各ステークホルダー（子供の声を聞くこと含む）との対話を通じた計画策定・フォローアップ

Ⅲ. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき事項

- 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方
- 教育投資の在り方

Ⅳ. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

- 目標、指標、基本施策

※以下は現行基本計画における各論の目標と指標を参考で記載

- (1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>
 - (測定指標)
 - ・OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持
 - (参考指標)
 - ・OECDのPISA調査における習熟度レベル5以上(上位層)及びレベル2未満(下位層)の割合
- (2) 豊かな心の育成<主として初等中等教育段階>
 - (測定指標)
 - ・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の改善
 - ・いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善
 - (参考指標)
 - ・人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合
- (3) 健やかな体の育成<主として初等中等教育段階>
 - (測定指標)

- ・子供の体力水準を平成 33（2021）年度までに昭和 60（1985）年頃の水準まで引き上げる
 - ・朝食を欠食する児童生徒の割合の改善
 - ・毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の改善
- (4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>
- (測定指標)
- ・学修時間の充実等、学生の学修に対する取組・態度の改善
- (5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>
- (参考指標)
- ・進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合
- (6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 <生涯の各段階>
- (測定指標)
- ・地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善
 - ・地域の行事に参加している児童生徒の割合の改善
- (参考指標)
- ・保護者や地域の人との協働による取組や活動が学校の教育水準の向上に効果があると思う学校の割合
- (7) グローバルに活躍する人材の育成
- (測定指標)
- ・英語力について、中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合を 5 割以上にする
 - ・日本人高校生の海外留学生数を 6 万人にする
 - ・グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数 12 万人を引き続き目指す
 - ・外国人留学生数 30 万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を 5 割とする
- (8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成
- (測定指標)
- ・修士課程修了者の博士課程への進学率の増加
- (参考指標)
- ・大学発ベンチャーの設立数
 - ・産学協働による情報技術人材の育成状況
- (9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成
- (参考指標)
- ・我が国のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックにおいて獲得する金メ

ダルの数

- ・国際的に見た我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率
- ・文化芸術の鑑賞活動をする者の割合，鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合

(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

(測定指標)

- ・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を

- ①仕事や就職の上で生かしている者の割合の向上
- ②家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上
- ③地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上（後掲）

(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

(測定指標)

- ・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上

(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

(測定指標)

- ・大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする

(13) 障害者の生涯学習の推進

(参考指標)

- ・学校卒業後に学習やスポーツ，文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合

(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応

(測定指標)

- ・生活保護世帯に属する子供，ひとり親家庭の子供，児童養護施設の子供の高等学校等進学率，大学等進学率の改善
- ・経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少

(参考指標)

- ・大学進学率の地域間格差について，地理的状況，経済的状況，県内・近隣圏域における就職可能性などの要素を総合的に分析して，地域ごとの課題を把握し，対処していくためのフォローアップの手法を開発。

(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

(測定指標)

- ・幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち，実際に作成されている児童等の割合の増加
- ・小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- ・学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

(測定指標)

- ・現職の教師（特に管理職等）に占める当該学校種類に相当する専修免許状保持者の割合の改善
- ・特別免許状の授与件数（特に小中学校）の改善
- ・小中学校の教師の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮
- ・小中学校の教師の1日当たりの事務時間（平均）の短縮

(17) ICT 利活用のための基盤の整備

(測定指標)

- ・教師の ICT 活用指導力の改善
- ・学習者用コンピューターを3クラスに1クラス分程度整備
- ・普通教室における無線 LAN の100%整備
- ・超高速インターネットの100%整備
- ・ICT を活用した教育を実施する大学の割合の改善

(参考指標)

- ・児童生徒の情報活用能力
- ・校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減の効果

(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

(測定指標)

- ・公立学校施設の長寿命化計画の策定率を100%にする
- ・緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減
- ・教育研究活動に著しく支障がある国立大学等の老朽施設の未改修面積の計画的な縮減
- ・私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化，天井等落下防止対策の完了）

(19) 児童生徒等の安全の確保

(測定指標)

- ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善
- ・学校管理下において死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにする

(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革

(参考指標)

- ・大学における外部資金獲得状況
- ・中長期計画を策定している私立大学の割合
- ・大学間連携に取り組む大学の割合

(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

(参考指標)

- ・海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数

- ・海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数
- ・日本人学生（高校生及び大学生等）の海外留学者数（再掲）
- ・外国人留学生数（再掲）

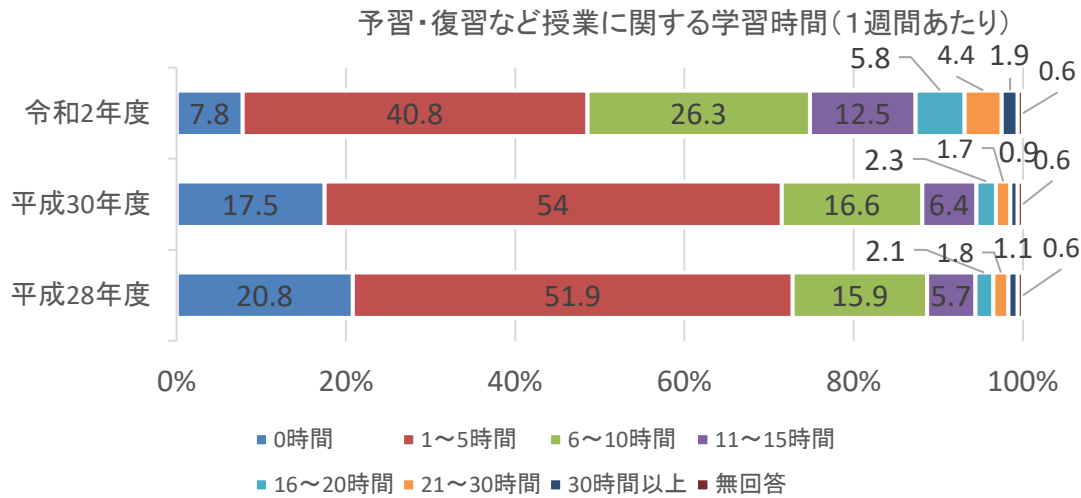
目標（４）問題発見・解決能力の修得

第2回教育振興基本計画部会
資料1より抜粋

学生に幅広い知識と教養、主体的に変化に対応しつつ学んだ知識・技能を実践・応用する力、更には自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成する。

各指標の状況について

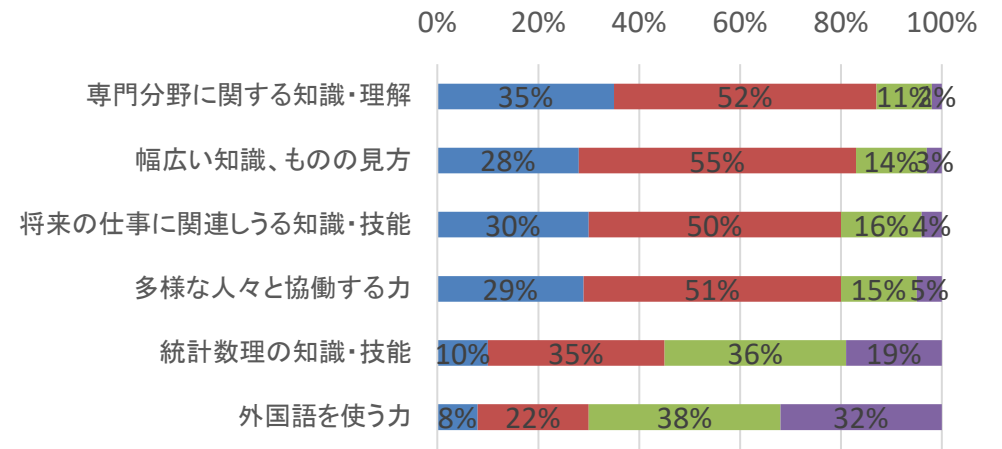
測定指標：学修時間の充実等、学生の学修に対する取組・態度の改善



独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」

令和2年度は、授業外学修時間が「11時間以上」とした学生の割合が、それ以前と比較して13~14ポイント増加した。コロナ禍により、いわゆる「課題提出型」のオンライン授業が一定割合を占めていたことの影響とも考えられる。中長期的な推移を把握するためには調査を継続する必要がある。

知識や能力を身に付けるために、大学教育が役に立っていると思う学生の割合



■ とても役に立っている ■ 役に立っている ■ あまり役に立っていない ■ 役に立っていない

文部科学省「令和元年度全国学生調査（試行実施）」

専門分野に関する知識（87%）、将来の仕事に関連しうる知識（80%）、多様な人々と協働する力（80%）、幅広い知識（83%）等については「とても役に立っている」、「役に立っている」という割合が高かったが、外国語を使う力（30%）、統計数理の知識・技能（45%）については割合が低かった。

各施策の進捗について

● 高大接続改革の着実な推進

・高等学校教育改革（詳細は目標（1）「高等学校教育改革の推進」参照）と大学教育改革（詳細は目標（4）「学生本位の視点に立った教育の実現」参照）、その間をつなぐ大学入学者選抜改革を一体的に推進している。大学入学者選抜改革については、令和2年度から「大学入学共通テスト」を予定どおり実施するとともに、個別大学の入学者選抜についても、大学入学者選抜実施要項において必要な見直しを行い、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善を促した。

・一方、共通テストへの導入を見送った記述式問題や総合的な英語力評価を含め、改めて大学入試の在り方を「大学入試のあり方に関する検討会議」（令和元年12月設置）において議論し、記述式問題や総合的な英語力評価は個別大学の入学者選抜において推進することが重要とされたことから、そうした取組を含め、大学入試に関する各大学の好事例を選定・公表する仕組みの導入に着手した。

目標（４）問題発見・解決能力の修得

学生に幅広い知識と教養、主体的に変化に対応しつつ学んだ知識・技能を実践・応用する力、更には自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成する。

各施策の進捗について

●学生本位の視点に立った教育の実現

・大学教育の質的転換を図るため、平成30年12月から中央教育審議会大学分科会において、大学における教学マネジメントの方策について検討を行い、令和元年度に「教学マネジメント指針」(令和2年1月中央教育審議会大学分科会)を策定・周知した。本指針により、大学が自ら定める「3つの方針」に基づく教育課程の編成・実施や、学修成果の把握・可視化、情報の公表等を促し、「学修者本位の教育」の実現に向けた各大学の取組を推進している。

・また、大学の認証評価制度において、「3つの方針に関すること」等を共通評価項目として追加し、平成30年度からの認証評価に反映した。

●教員・学生の流動性の向上

・令和元年度に、単位互換制度に関して、コンソーシアム等における複数大学間での単位認定を行う場合など、多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応について周知した。

令和2年度に、大学等の緊密な連携を効果的に推進するため、大学等連携推進法人制度を創設し、大学間で共同しての科目開設を可能とする等の教学上の特例措置を設けた。

・令和4年度から「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の実施を通じて、大学等連携推進法人制度を活用した高度な大学間連携等による教育改革と地域人材の育成を推進している。

・大学等における履修証明制度について、最低時間数の短縮や履修生への単位認定を可能とする制度改正を行った。

・日本人学生による海外の大学等での学修や、外国人学生を我が国の大学等が受け入れるための機会の拡大に向け、ジョイント・ディグリーをさらに推進すべく、設置認可要件の緩和等関係規定の改正を行った。

・実務家教員が1年に6単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきことを法令上明記し、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進した。

●教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化

・令和元年度に、単位互換制度に関して、コンソーシアム等における複数大学間での単位認定を行う場合など、多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応について周知した。

・令和2年度に、大学等の緊密な連携を効果的に推進するため、大学等連携推進法人制度を創設し、大学間で共同しての科目開設を可能とする等の教学上の特例措置を設けた。

・令和4年度から「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の実施を通じて、大学等連携推進法人制度を活用した高度な大学間連携等による教育改革と地域人材の育成を推進している。

【再掲の施策群】

- 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

進捗の総括

学生の学修時間の充実等、学生の学修に対する取組・態度の改善状況に課題が見られたことを踏まえ、目標に向けた施策として、「教学マネジメント指針」を策定し、各大学の取組を推進するとともに、高大接続改革については、共通テストへの導入を見送った記述式問題や総合的な英語力評価を含め、改めて大学入試の在り方を議論し、各大学の好事例を選定・公表する仕組みの導入に着手した。その他、教員・学生の流動性向上及び高等教育機関間の連携強化に向けた制度改善・周知や事業等を実施した。

課題とその対応

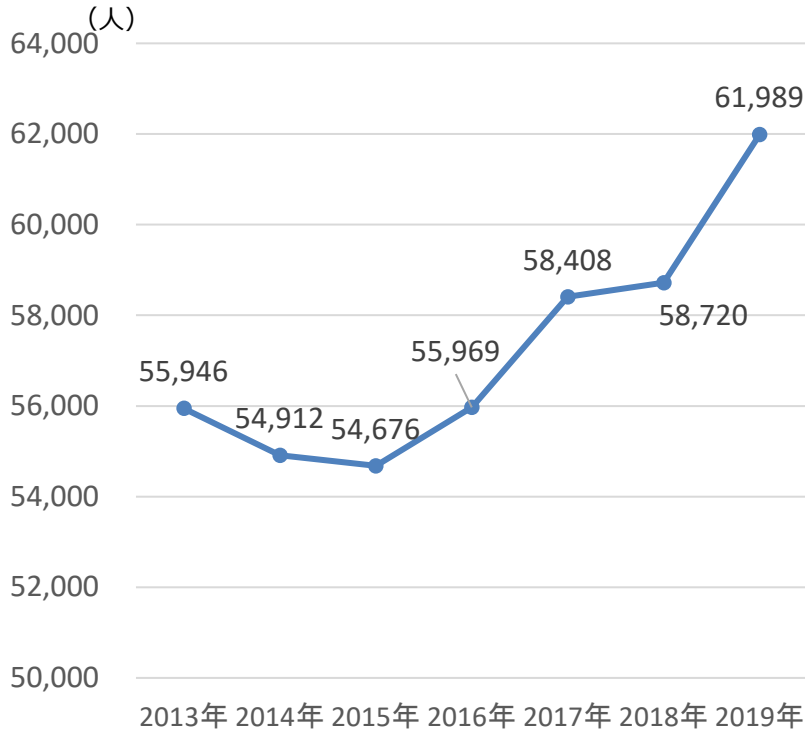
授業外学修時間が十分でない、学修者や教育者が学習成果や教育成果を把握できるよう可視化する必要があるといった課題に対し、3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）に基づく教育の実質化を進める観点から、「教学マネジメント指針」に基づく大学の取組を引き続き促進するとともに、大学の質保証システムの改善・充実を行う。

目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各指標の状況について

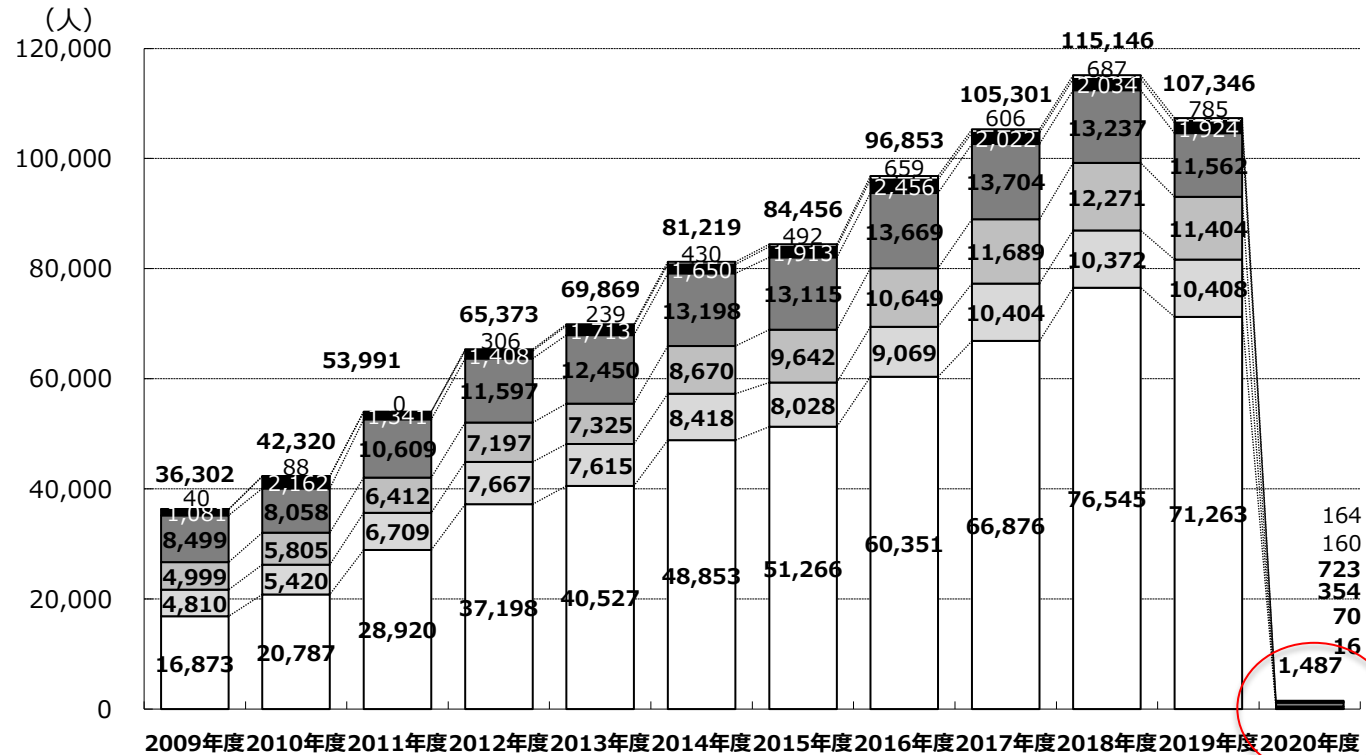
測定指標：グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学生を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す



OECD統計等：OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE「Open Doors」、中国教育部、台湾教育部
 JASSO調査：外国人留学生在籍状況調査（(独)日本学生支援機構）
 ※OECD及びユネスコ統計局のデータは、2012年統計までは、外国人学生（受入れ国の国籍を持たない学生）が対象でしたが、2013年統計より、高等教育機関に在籍する外国人留学生（勉学を目的として前居住地・出身国から他の国に移り住んだ学生）が対象です。

・短期留学生を含む、大学等が把握している留学者数について、平成30年度には概ね12万人に近い数字となったが、コロナによって甚大な影響を受け、令和2年度には留学者数が激減した。一方で、学位取得目的とする留学者数のデータについては、目標の達成には至っていないものの、近年増加傾向にある。

独立行政法人日本学生支援機構「協定等に基づく日本人学生留学状況調査結果」
 ※対象は、日本国内の高等教育機関に在籍する学生等で、日本国内の大学等と諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づき、教育又は研究を目的として、海外の大学等で留学を開始した者及び、在籍学校において把握している限りにおいて、協定に基づかない留学をした者。短期の交換留学等も含む。



□ 1か月未満 □ 1か月以上～3か月未満 □ 3か月以上～6か月未満 ■ 6か月以上～1年未満 ■ 1年以上 □ 不明

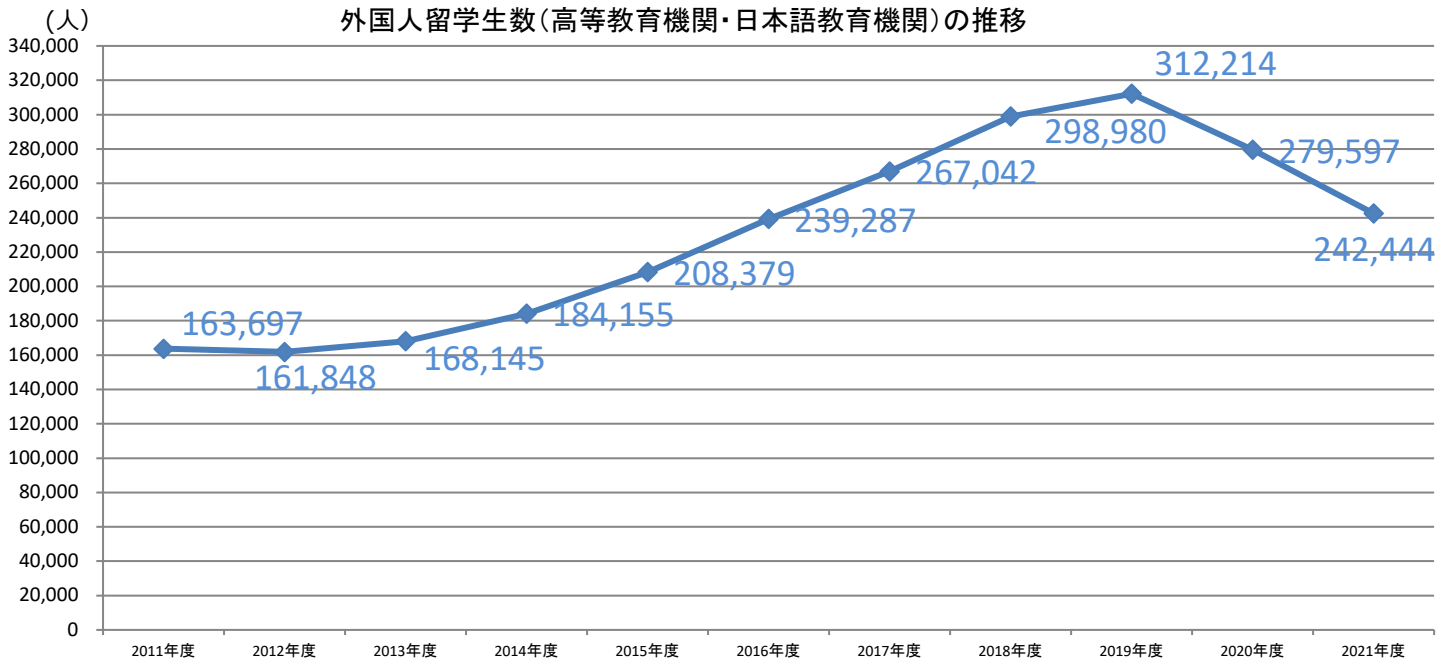
目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各指標の状況について

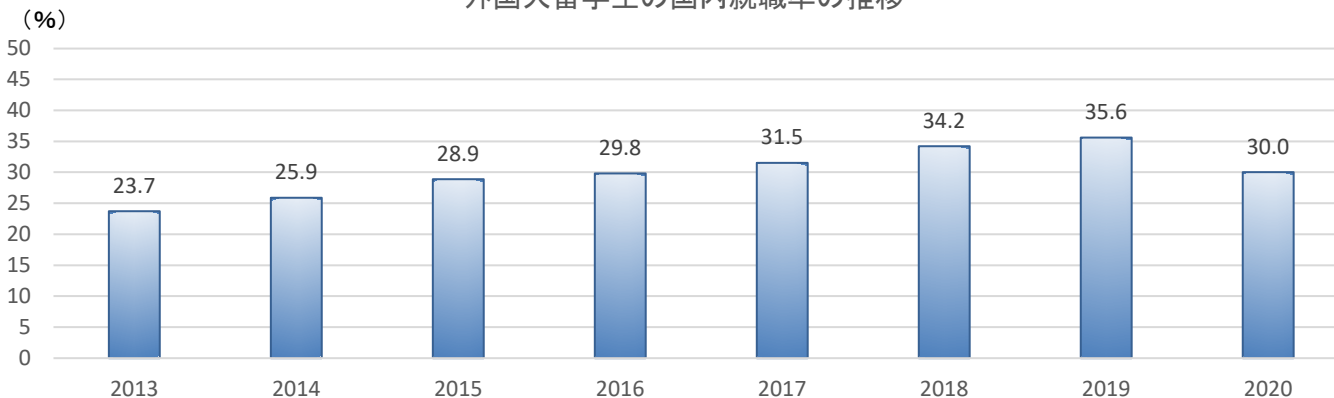
測定指標：外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする

外国人留学生数(高等教育機関・日本語教育機関)の推移



独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

外国人留学生の国内就職率の推移



(年度)

独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査」

・外国人留学生数については、令和元年5月1日時点で、約31万人となり、目標を達成した。就職率については、令和元年度までに少しずつ増加しているものの、目標の5割には達していない状況になっている。いずれの数値も新型コロナウイルス感染症の影響により最新値は減少した。

目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

各施策の進捗について

● 伝統や文化等に関する教育の推進【一部再掲】

・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、我が国の伝統や文化に関する内容を充実しており、その趣旨の周知を図った。
・劇場・音楽堂や学校等、様々な場所で子供が伝統文化や実演芸術等の多様な文化芸術の鑑賞・体験等を楽しむための支援を通じ、子供たちが一流の芸術、地域の伝統や文化に触れる機会を提供する取組を支援した。また、H30年に芸術教育の所掌を文化庁に移管し、学校教育における芸術教育とあわせて、より一体的な芸術教育の推進に取り組んだ。

● 英語をはじめとした外国語教育の強化

・令和2年度から順次全面実施されている新学習指導要領では、英語をはじめとする外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成に関する内容を充実させており、その趣旨の周知を図った。また、教材の整備、指導資料の充実、教員研修、自治体への情報提供等を行っている。さらに、毎年度各都道府県等に「英語教育改善プラン」の策定を要請するとともに、英語教育実施状況調査等で自治体の取組のフォローアップを行っており、今後も引き続き上記の取組を行う。
・大学入学者選抜においては、既に大学入学者選抜実施要項において、資格・検定試験等の活用を図ることが望ましいと記載し、活用を促しているところ、今後については「目標（4）高大接続改革の着実な推進」を参照。

● 国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援

・グローバル人材を育成するためのプログラムの内容と運営の経験知、国内外のネットワーク等、有形無形のリソースが研究開発・実践した高等学校等の中に形成された。
・平成30年度に設立した「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」を通じ、学校や自治体等に向けて国際バカロレア(IB)の導入支援、情報提供を進めることにより、IB認定校等や大学におけるIB活用が着実に増加している。
・高等専門学校についてはモンゴル・タイ・ベトナムへの展開を支援し開校させてきたところ。大学等については、スーパーグローバル大学創成支援事業により大学におけるトップレベルの国際化の取組を支援し、成果を横展開してきた。

● 日本人生徒・学生の海外留学支援

・「トビタテ留学JAPAN!キャンペーン」も踏まえ、官民で連携した留学支援や、海外留学に関する情報発信等の留学への機運を醸成する取組を進めてきたところ。今回の課題等を踏まえつつ、新型コロナウイルスの影響を踏まえた「新たな日常」における高等教育のグローバル戦略を構築し、コロナ禍で激減した日本人留学生数を回復させた上で、更なる量的拡大を目指し取組を進めていく。

● 外国人留学生の受入れ環境の整備

・「留学生30万人計画」に基づき、奨学金支援や留学生の就職促進等の取組を進めてきたところ。今後は、新型コロナウイルスの影響を踏まえた「新たな日常」における高等教育のグローバル戦略を構築し、外国人留学生数のコロナ禍前の量的水準への回復を目指すしつつ、量から質への転換を目指す。

【後掲の施策群】

- 海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進
- 地域における外国人に対する日本語教育の推進

進捗の総括

中学生・高校生の英語力については、目標には達していないものの改善は進んでいる。高校生・大学生の海外留学については増加傾向にあり、一部目標を達成したが、新型コロナウイルス感染症の影響により海外留学生数が激減した。また、外国人留学生数については目標を達成したが、同じくコロナの影響により留学生数が減少した。目標に向けた施策として、英語をはじめとした外国語教育の強化に向けた学習指導要領の着実な実施及び自治体の取組のフォローアップ、先進的な取組を行う高校・高専・大学等への支援、「トビタテ留学JAPAN!キャンペーン」、外国人留学生受入れのための奨学金支援や就職促進等の取組等を推進した。

課題とその対応

中学生・高校生の英語力の向上に向けては、学習指導要領の着実な実施のための教材整備・教員研修等、各都道府県等での「英語教育改善プラン」の策定要請、自治体の取組のフォローアップ等を引き続き実施する。
国際化に向けた先進的な取組を引き続き支援するとともに、高等教育のグローバル戦略を構築し、それに基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した日本人留学生数の回復及び量的拡大、外国人留学生数の量的水準の回復及び量から質への転換を目指す。

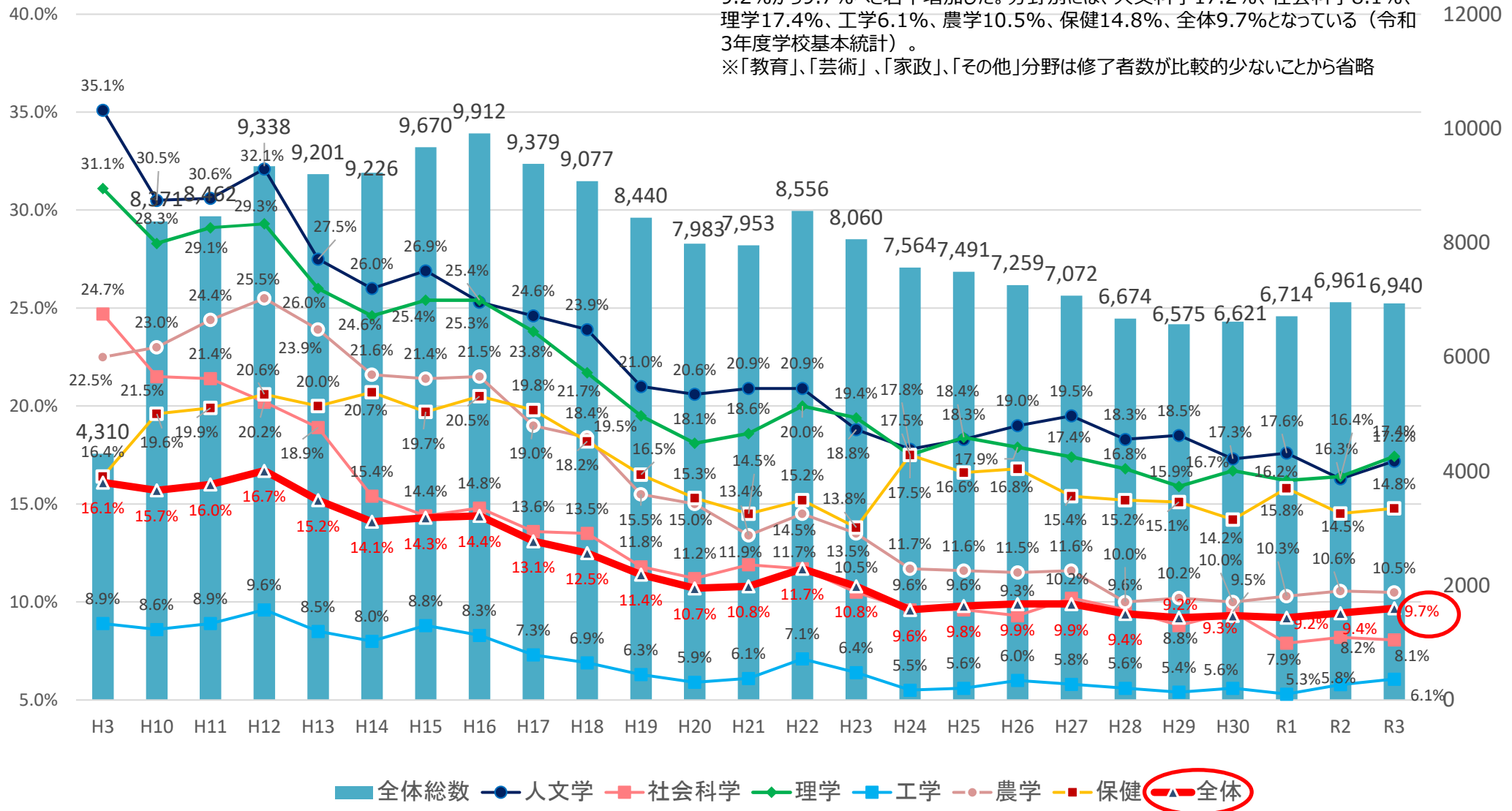
目標（８）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して、既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを牽引する人材を育成する。

各指標の状況について

測定指標：修士課程修了者の博士課程への進学率の増加

・修士課程修了者の博士課程等への進学率は、中長期的に各分野を通じて減少傾向。
 ・修士課程修了者の博士課程等への進学率は、平成29年度から令和3年度にかけて、9.2%から9.7%へと若干増加した。分野別には、人文科学17.2%、社会科学8.1%、理学17.4%、工学6.1%、農学10.5%、保健14.8%、全体9.7%となっている（令和3年度学校基本統計）。
 ※「教育」、「芸術」、「家政」、「その他」分野は修了者数が比較的小さいことから省略



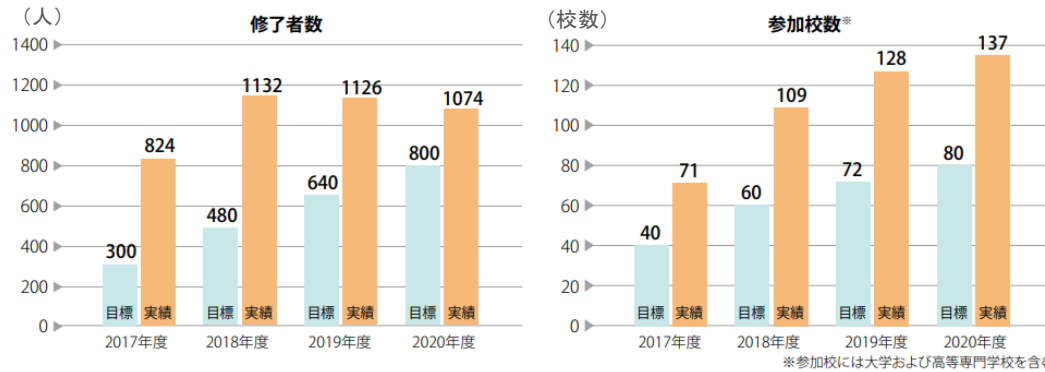
出典：学校基本調査

目標（8）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して、既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを牽引する人材を育成する。

参考指標：産学協働による情報技術人材の育成状況

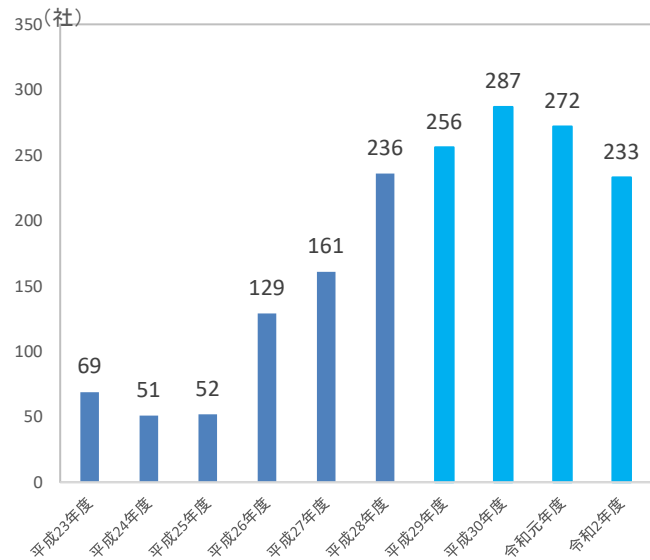
「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成」事業において構築した教育プログラムの修了者数及び参加校数



事業実施期間にわたり、教育プログラム修了者数、参画校数（大学及び高等専門学校）ともに目標値を上回る実績値を維持し、合計4,156名の修了者を輩出。

「enPIT 成果報告書（2020年度版）」より

参考指標：大学等発ベンチャーの設立数



近年は堅調な増加傾向にあると考えられる。

※大学等発ベンチャーとは、大学等の教職員・学生等を発明者とする特許を基に起業した場合、関係する教職員等が設立者となった場合等における企業を指す。
※各年度の新規設立数は、過去に遡って新たに把握された企業（過去の調査時点では設立が把握できなかった企業）も一部含まれるため、前年度公表値とは値が異なる場合がある。なお、設立から5年程度経過しないと設立状況を把握することができない事例が多いことから、過去5年に遡って調査しており、平成29年度から令和2年度（薄い青色部分）は今後増加しうる。

文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

各施策の進捗について

●大学院教育改革の推進

・平成30年度より、卓越大学院プログラム事業（17大学・30プログラム）の実施により、各大学が自身の強みを核に、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の学位プログラムの構築を通じて、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成を進める取組を支援した。

・平成31年1月に中央教育審議会大学分科会において、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」が取りまとめられ、これを踏まえ、「三つの方針」を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立、既存の経済的支援の有効活用や学生等の不安解消等に向けた「学校教育法施行規則」及び「大学院設置基準」の改正が行われた。

●若手研究者・科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活用促進

第6期科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、

・令和3年度より博士後期課程学生への経済的支援を抜本的に拡充し、従来の約2倍にあたる規模の支援を実施

・若手研究者を中心に、最長10年間の安定した研究資金と研究に専念できる環境の確保を一体的に支援する「創発的研究支援事業」について、令和3年度までに2回の公募により511名の挑戦的な研究者を採択し、順次研究を開始

・国立大学における、人事給与マネジメント改革の実施状況に応じた運営費交付金の配分を実施

するなどの取組を推進し、引き続き若手研究者を含む研究人材の育成・確保を図る。

●研究力強化の推進

・イノベーションの源泉である研究力を強化するため、第6期科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの創設、独創的・挑戦的な研究課題を支援する科学研究費助成事業における新興・融合研究や国際共同研究の支援の強化、国際頭脳循環のハブ拠点形成の推進などの取組を行った。

●高等専門学校における技術者教育の推進

・高等専門学校では、他分野との連携強化、社会ニーズを踏まえた教育、海外で活躍できる能力の向上等の取組を通じて、専門的・実践的な技術者育成の推進を行った。

目標（8）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して、既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを牽引する人材を育成する。

各施策の進捗について

●優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

・先進的な理数系教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」に指定し、生徒の科学的な探究能力等を培い、将来、国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図っている。また、SSHの取組の成果を展開・普及することを目的とした「認定枠」を令和4年度より創設。また、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等について専門的な検討を行うことを目的として、令和3年度に有識者会議を設置し、令和3年12月に取りまとめた「論点整理」に沿って引き続き議論を進めている。

・突出した意欲・能力を持つ児童・生徒を対象とした特別な育成プログラムを実施する大学等を支援する「グローバルサイエンスキャンパス」や「ジュニアドクター育成塾」を実施している。また、国内外の学生・生徒が切磋琢磨する機会の充実のため、国際科学技術コンテスト等を推進。

・高等学校において、普通科改革や教科等横断的な学びを加速化させ、イノベーション人材として必要な課題探究能力の醸成を促進し、専門高校において産業界他関係者と一体となったカリキュラム刷新・実践を推進し、新時代に対応した高等学校教育改革の実現に取り組む。

・上記の成果が大学入学者選抜において適切に評価されるよう、多面的・総合的な評価を推進する観点から、令和3年度大学入学者選抜実施要項において必要な見直しを行うとともに、入学者の多様性を確保する観点から、令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しを予告した（令和3年7月）。

●IT・データ活用能力の育成

・2022年度より、新しい高等学校学習指導要領が実施され、高等学校情報科において全ての生徒がプログラミング、データベースなどの基礎を学習することになることを踏まえ、指導体制

の充実に向けてオンラインの活用を含む複数校指導や外部人材の活用の推進に関する手引きを公表した。

・また、文部科学省のホームページのリニューアルや動画の作成を行っているところであり、これらの情報と合わせて、複数校指導、外部人材活用に関する周知も含む高等学校情報科の指導体制の充実について、学校設置者に対して通知を发出予定。

高等教育段階においては、複数の工学の専攻分野を横断した教育課程の実施に向けた柔軟な教育体制の構築や、学部と大学院との連続性に配慮した教育課程における工学以外の専攻分野の学修及び企業等と連携した実践的な内容を盛り込んだ教育の実施を促進するため、大学設置基準等の改正を実施（平成30年6月施行、また本改正踏まえ、令和2年4月以降、4大学において分野を横断した学部改組を実施）。また、数理・データサイエンス・AIのモデルカリキュラムを全国の大学等へ普及させるとともに、大学等において実施する教育プログラムを認定する制度を構築し、令和3年度より認定を実施した。

●新たな社会を創造・牽引するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成

・新たな社会を創造・牽引するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成や小・中学校等において起業体験を行うモデルを構築するため、「小・中学校等における起業体験推進事業」を実施した。令和4年度より、起業体験活動の先進事例の収集対象を高等学校等にも拡大し、全国へのさらなる普及を図る。高等教育段階では、新たな社会を創造・牽引するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成のために、次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）において、複数の大学が連携したコンソーシアムに対して、アントレプレナー育成のための実践プログラムの開発やそのために必要なネットワーク構築・体制整備等を支援してきた。今後は、令和3年度より開始したスタートアップ・エコシステム拠点都市における、実践的なアントレプレナーシップ教育も含めた総合的な環境整備への支援や、全国の大学に好事例の横展開等を行うことにより、更なる受講者の裾野拡大等を行う。

進捗の総括

修士課程修了者の博士課程等への進学率は若干増加したものの、中期的なトレンドとしては低下傾向にある。また、大学等発ベンチャーの設立数は増加傾向にあると考えられる。目標に向けた施策としては、卓越大学院プログラム事業の実施や大学分科会審議まとめを踏まえた大学院に関する制度改革等による大学院教育改革の推進、博士後期課程学生への経済的支援の抜本的拡充、「創発的研究支援事業」の実施、大学ファンドの創設や科研費支援の強化等による研究力強化の推進、高等専門学校における技術者教育の推進、高等学校段階における「スーパーサイエンスハイスクール」や大学を支援する「グローバルサイエンスキャンパス」の実施等による優れた才能・個性を伸ばす教育の推進、IT・データ活用能力やアントレプレナーシップ育成のための取組等を行った。

課題とその対応

修士課程修了者の博士課程等への進学率の低下傾向や、諸外国として修士・博士の学位取得者割合が低い現状が課題として挙げられる。今般、博士後期課程学生に対する経済的支援は抜本的な拡充が図られたところであり、今後は引き続き博士後期課程学生への経済的支援を着実に実施することに加え、大学院教育の体質改善に向けた学位プログラムとしての大学院教育の確立や博士後期課程修了者の進路確保・キャリアパスの多様化等に向けた取組を推進する。

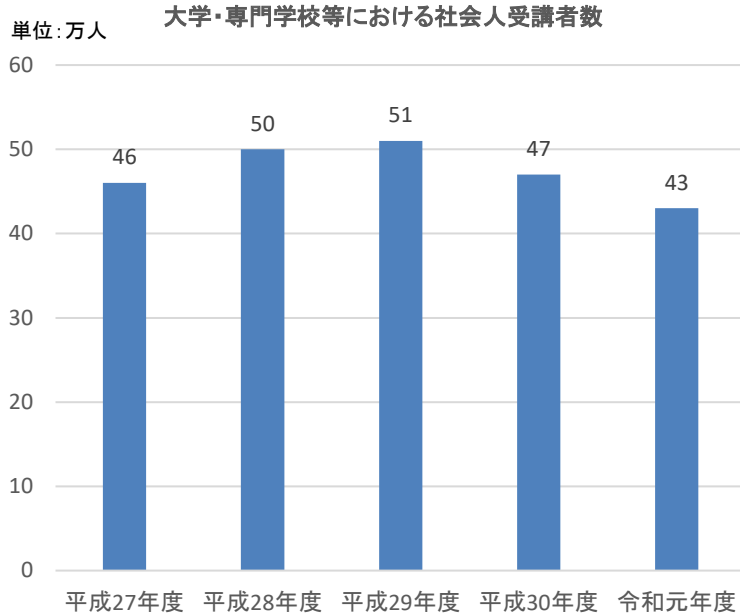
目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

各指標の状況について

測定指標：

大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする



文部科学省：「学校基本統計」、「短期大学教育の改善等の状況に関する調査」、「大学における教育内容等の改革状況について」、「私立高等学校等実態調査」（一部推計）

平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少に転じている。大学の正規課程や短期プログラムにおいてはほぼ横ばいであるが、専修学校の短期プログラムの変動が大きい。

各施策の進捗について

●教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施

- ・「職業実践力育成プログラム」については、令和3年度よりDX分野等を新たなテーマとして設定するとともに、新たに43課程を認定し、令和4年4月以降の認定課程数は357課程となる予定。また、大学・専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充に取り組んでおり、今後とも取組を継続しつつ、成果の普及を図っていく。
- ・「職業実践専門課程」については、令和4年3月現在、1,083校（全専門学校の39.3%）、3,154学科（修業年限2年以上の学科の44.2%）が認定されている。引き続き、専修学校と企業等とが連携した実践的・専門的な職業教育の取組を推進することにより、地域の企業や業界団体等において真に必要とされる人材を育成する。
- ・大学等における実務家教員育成のための研修プログラムの開発・実施を令和元年度から支援するとともに、研修プログラム修了者と実務家教員を必要とする大学等のマッチングを支援するサイトを令和3年度に構築した。今後も研修プログラムを継続して実施しつつ、他大学等への展開を図る。

●社会人が働きながら学べる学習環境の整備

- ・放送大学において、コンテンツをオンデマンドで視聴可能な環境を整えているほか、時代の要請に応じて数理・データサイエンス・AI教育に関する公開講座を開講しデジタルバッジの発行も行うなど多くの社会人が受講している。今後とも単位認定試験のIBT化や同時双方向Web授業の本格実施など更なる利便性の向上と内容の充実に取り組む予定。
- ・社会人が働きながら学べる学習環境の整備：長期履修制度について、関係会議等での周知を通じその活用を促したほか、大学等における履修証明制度について、平成30年11月の中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」における提言等を踏まえ、平成30年度に最低時間数を短縮するとともに、複数の教育機関による単位の累積による学位取得にも資するよう、令和元年度に履修生への単位認定を可能とする制度改正を行った。
- ・大学・大学院等が行う社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」として文部科学大臣が認定する取組を実施しており、平成31年に履修証明プログラムの総時間数の下限が従来の120時間以上から60時間以上に改められたことを受け、より短期のプログラムの認定も行うこととした。また、平成30年度から、専修学校の社会人向けの短期プログラムを文部科学大臣が認定することにより、社会人のキャリア形成を促進する「キャリア形成促進プログラム」制度を創設した。令和4年3月現在、17学科を認定している。引き続き、当該制度の推進・周知により、社会人が学びやすい環境を整える。
- ・令和元年度より、社会人向けの講座や学びの支援制度等に関する情報を発信するポータルサイト「マナパス」を公開し、順次機能の拡充を行っている。今後とも、既存コンテンツの充実や機能の拡充等に取り組んでいく。

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

各施策の進捗について

●経済的な支援の実施

学び直しを経済的な側面から支援するため、日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金においては、過去に貸与を受けた者も再び貸与を受けることを可能としているとともに、教育訓練給付の対象となる講座の充実を行っている。

また、「職業実践力育成プログラム」、「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」等における教育訓練給付制度との連携や、社会人の学び直しのためのポータルサイト「マナパス」における経済的支援に関する情報提供等を行っているところであり、今後も関係府省の連携強化を図っていく。

●労働者の学びに関する企業側の理解促進

企業内での計画的な人材育成、企業におけるスキル・学習成果重視の評価体系の導入（処遇や報酬と連動）等の取組の実践を企業に促すとともに、企業が教育訓練休暇制度等を導入・適用した場合に助成を行うなど、リカレント教育を促進するための環境整備を行った。

【再掲の施策群】

●高等教育機関における実践的な職業教育の推進

進捗の総括

大学・専門学校等での社会人受講者数は平成29年度までは増加傾向にあったが、平成30年度から減少に転じている。目標に向けた施策としては、職業実践力育成プログラムの認定や職業専門実践課程の認定による産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施、放送大学における提供コンテンツの充実、大学の履修証明制度の改善、ポータルサイト「マナパス」の公開、日本学生支援機構の貸与型奨学金による経済的支援等の取組を行った。

課題とその対応

社会人が大学等で学ぶにあたっては、社会人のニーズにあった実践的プログラムが少ないこと、学ぶための時間や情報を得る機会が少ないこと、学費の負担が大きいこと、学んだ成果の職場などでの適切な評価が十分になされていないこと等が課題となっており、行政機関、大学、専門学校、企業等が連携・協働して、これらの課題の改善を図りながらリカレント教育の充実に取り組んでいく必要がある。

目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念することがないように、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

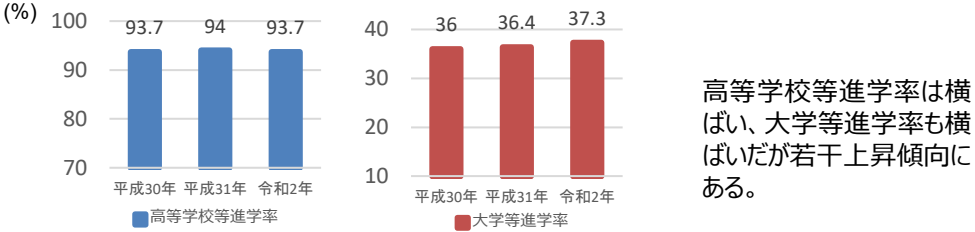
各指標の状況について

測定指標：生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善

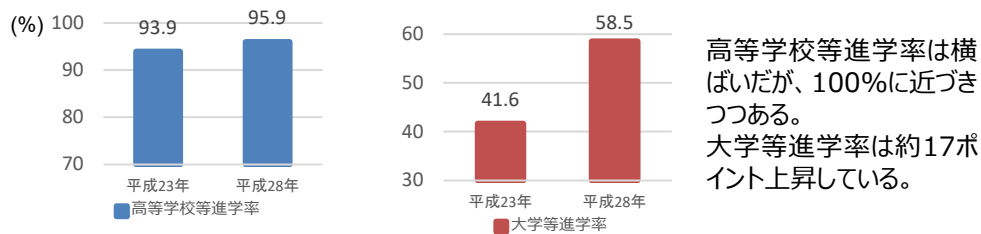
測定指標：経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少

高校、大学、専門学校を通じ、経済的理由による不本意な中退を可能な限り減少させていくことは依然として課題である。

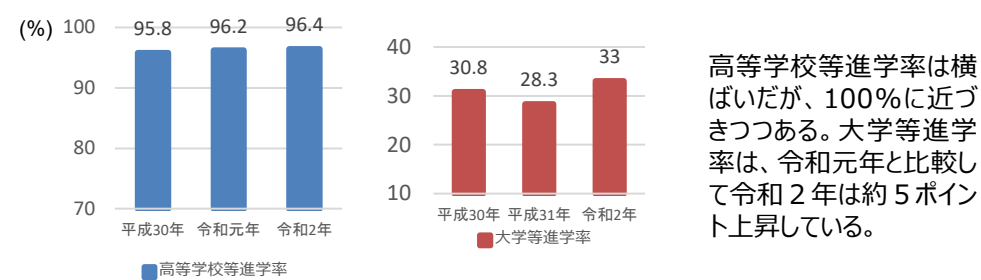
<生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率、大学等進学率>



<ひとり親家庭の子供の高等学校進学率、大学等進学率>

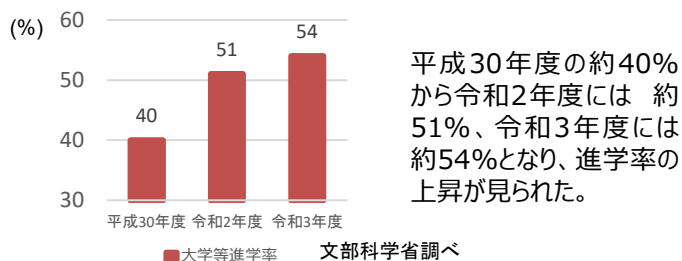


<児童養護施設の子供の高等学校進学率、大学等進学率>

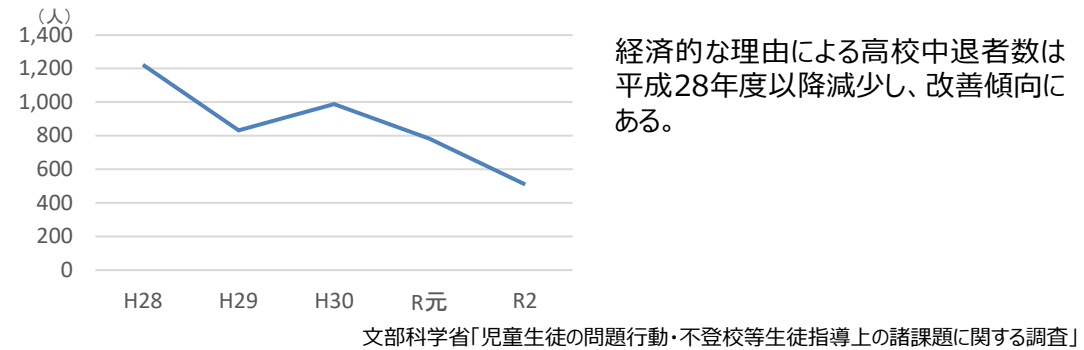


内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」

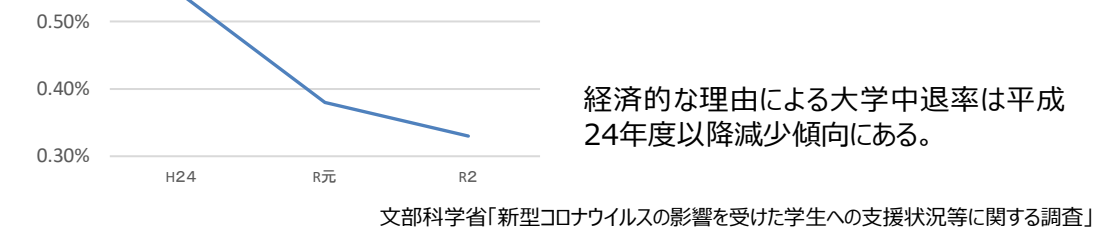
<住民税非課税世帯の子供の大学等進学率>



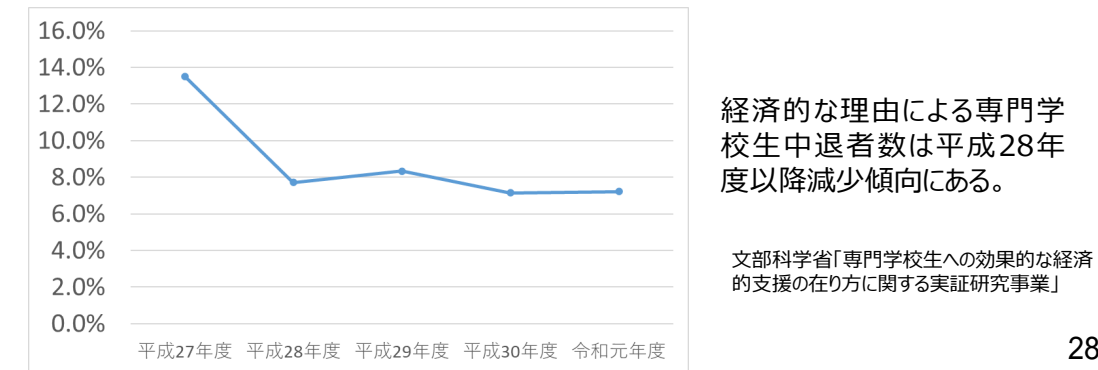
<(高校)経済的理由による中途退学者数の推移(国公私立合計)>



<(大学)学生数に占める経済的理由による中途退学者の割合の推移(国公私立合計)>



<(専門学校)生徒数に占める経済的理由による中途退学者の割合の推移>



目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念することがないように、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

各施策の進捗について

●教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・教育費の負担軽減に関し、小学校就学前段階においては、令和元年10月より、3～5歳の幼児教育・保育の無償化措置を開始した。
- ・義務教育段階においては、就学援助制度を引き続き実施した。また、私立小中学校等へ通う児童生徒への経済的支援について、平成29年度から5年間行った実証事業の結果を踏まえ、令和4年度からは家計急変後の継続的な学びを私学助成を通じて支援している。
- ・後期中等教育段階においては、引き続き高等学校等就学支援金による授業料の支援や、高校生等奨学給付金による授業料以外の教育費の負担軽減を図っており、特に、令和2年4月より、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を開始した。
- ・高等教育段階においては、引き続き貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与を実施。これに加え、令和元年に成立した「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、令和2年4月より、住民税非課税世帯等の学生等を対象とする授業料等減免及び給付型奨学金の支給を行う高等教育の修学支援新制度を開始した。制度導入前後の住民税非課税世帯の進学率の推計値として、導入前の平成30年度の約40%から導入後の令和2年度には51%、令和3年度には約54%となり、進学率の上昇が見られた。
- ・各教育段階における教育費の負担軽減を図るため、これらの施策を引き続き安定的に実施するとともに、各施策の周知・利用促進のための施策に不断に取り組み続けることが必要である。

●学校教育における学力保証・進路支援、福祉関係機関等との連携強化

- ・貧困等に起因する学力課題の解消のための加配定数を措置した。また、平成30年度に全国学力・学習状況調査（保護者に対する調査）の結果を活用し、家庭の社会経済的背景と学力の関係や学力向上に効果的な学校等の取組に関する調査研究を実施した。
- ・令和元年度予算において、スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置に係る予算を計上するとともに、スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置に係る経費を計上するなど、教育相談体制の充実を図った。福祉部門と教育部門との連携強化のための情報連携については、令和3年4月に内閣府に設置された「貧困を抱える子供を支援するためのデータ連携に関する研究会」や令和3年11月にデジタル庁に設置された「こどもに関する情報・データ連携副大臣PT」において、在り方が議論され、デジタル庁を中心に関係省庁が連携して実証事業を実施している。
- ・高校生の中退防止の取組としては、前述の経済的支援や教育相談体制の充実を行っているほか、大学等においては日本学生支援機構等と連携して、大学等の学生支援担当教職員向けに、学生のメンタルヘルス等に関するセミナー・ワークショップを実施し、学生相談に関する理解と各大学等の関係者間の連携を促進している。

●地域の教育資源の活用

- ・経済的な理由や家庭の状況等に関わらず、全ての小・中・高校生を対象とした、放課後等の学習支援や体験活動等の充実のため、地域住民等の協力等を得て行う地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な取組に対する財政支援やパンフレット、フォーラム、大臣表彰等による普及・啓発活動を行い、全国的に実施状況が伸びている。一方で、取組状況には自治体間格差・学校種間格差が見られることから、引き続き導入の加速化や内容の充実に取り組む。
- ・読書習慣の形成に向けて公立図書館においては読み聞かせ会やビブリオバトルなどの取組が実施されており、今後はコロナ禍を踏まえた図書館のデジタル化の推進に取り組む。
- ・「全国家庭教育支援研究協議会」等の開催により、「家庭教育支援チーム」を含めた地方公共団体の家庭教育支援に関する好事例を普及・啓発している。

●学校給食及び食育の推進【一部再掲】

- ・子供たちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、指導の手引や教材を作成・配付したほか、学校給食における地場産物の使用促進のための取組等を実施している。一方、栄養教諭の配置に地域差があることから、今後とも、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への任用換えを促進していく。（目標（3）一部再掲）

目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念することがないように、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

各施策の進捗について

●へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援

・「へき地児童生徒援助費等補助金」により、へき地、過疎地域等におけるスクールバス・ボートの購入費等の支援を行った。また、高等学校が設置されていない離島から高等学校に通学する生徒に対して通学費等の支援を実施した。引き続き、十分な予算を確保していく。

●東日本大震災をはじめとした災害への対応

・被災した児童生徒等に対するきめ細かなケアのため、被災自治体の要望を踏まえつつ、教員やスクールカウンセラーの配置を行った。また被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施した。

・また、福島県においては再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、魅力ある教育環境づくりのために、特色ある教育活動の支援を行っている。

参考指標：大学進学率の地域間格差について、地理的状況、経済的状況、県内・近隣圏域における就職可能性などの要素を総合的に分析して、地域ごとの課題を把握し、対処していくためのフォローアップの手法を開発。

【再掲の施策群】

- 体験活動や読書活動の充実
- 伝統や文化等に関する教育の推進
- 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援
- 学校や地域における子供のスポーツの機会の充実

進捗の総括

児童養護施設やひとり親家庭、非課税世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者・高校中退者が減少した。目標に向けた施策として、小学校就学前段階における3～5歳の幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金の支給上限額の引き上げ、高等教育修学支援新制度が実施され、大幅な教育費の負担軽減が図られた。また、家庭の経済状況や地理的条件にかかわらず子供の学びを支援できるよう、福祉機関等との連携強化や地域の教育資源の活用の推進を行ったほか、へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援を実施した。

課題とその対応

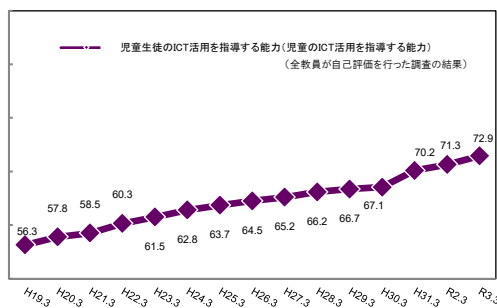
教育費負担軽減は支援の大幅な拡充が図られたところであるが、依然として不本意な中退者や制度を知らない者も存在することから、各施策の周知・利用促進のための施策に不断に取り組む。更なる負担軽減策の展開については施策の効果を踏まえて、引き続き検討する。

目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について、①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度）の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導における ICT 活用の促進、③校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校の ICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT 環境整備を推進する。高等教育段階について、教育の質向上の観点から ICT の利活用を積極的に推進する。また、ICT の活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

各指標の状況について

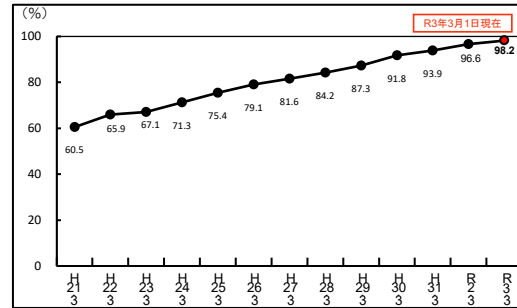
測定指標：教師のICT活用指導力の改善（児童生徒のICT活用を指導する能力）



チェックリストの改訂により評価項目等が変更されたため、平成30年3月と平成31年3月の調査は、単純な比較ができないものの、毎年上昇しており、令和3年3月時点では72.9%となった。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

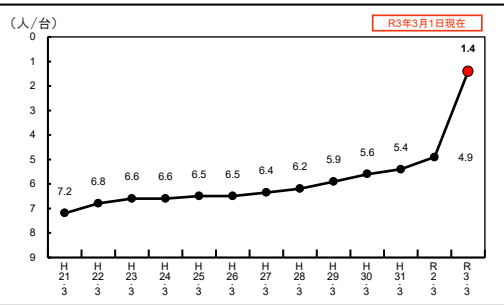
測定指標：超高速インターネットの100%整備



30Mbps以上※のインターネット接続率は平成29年度には91.8%だったが、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画及びGIGAスクール構想により整備が促進され、令和2年度には98.2%となった。
※基本計画制定当時の超高速インターネットの定義

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

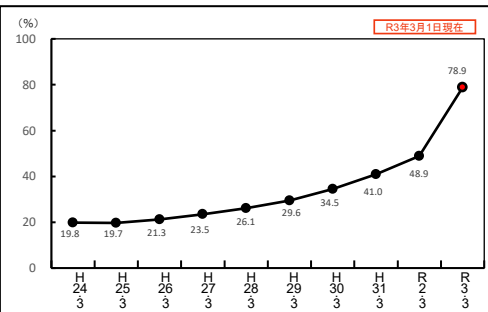
測定指標：学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備



学習者用コンピュータの整備率は平成29年度には児童生徒5.6人に1台であり、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画に基づき整備が進められていたが、GIGAスクール構想によって飛躍的に整備が促進され、令和2年度には児童生徒1.4人に1台となった。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：普通教室における無線LANの100%整備

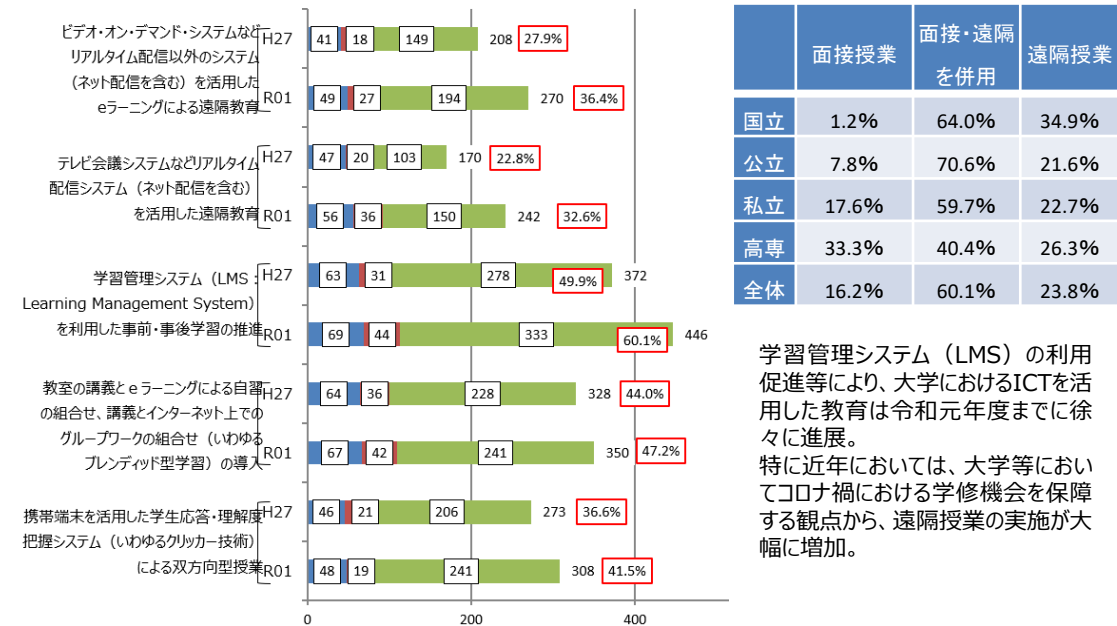


普通教室における無線LANの整備率は平成29年度は34.5%だったが、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画及びGIGAスクール構想により整備が促進され、令和2年度には78.9%に達した。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

測定指標：ICTを活用した教育を実施する大学の割合の改善

【学部段階】 情報通信技術 (ICT) を活用した教育を実施する大学



	面接授業	面接・遠隔を併用	遠隔授業
国立	1.2%	64.0%	34.9%
公立	7.8%	70.6%	21.6%
私立	17.6%	59.7%	22.7%
高専	33.3%	40.4%	26.3%
全体	16.2%	60.1%	23.8%

学習管理システム (LMS) の利用促進等により、大学におけるICTを活用した教育は令和元年度までに徐々に進展。特に近年においては、大学等においてコロナ禍における学修機会を保障する観点から、遠隔授業の実施が大幅に増加。

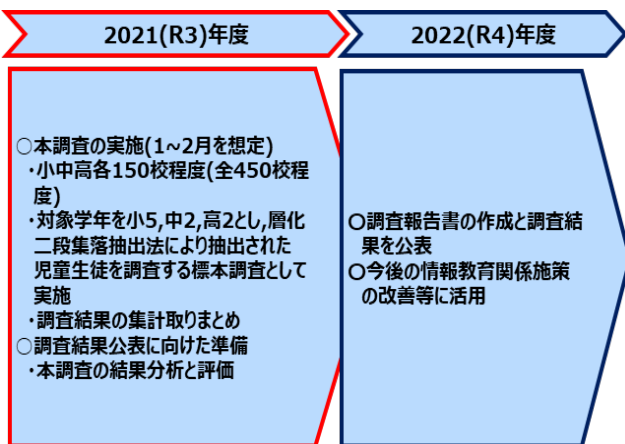
(令和2年7月1日現在 文部科学省調べ)

目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について、①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度）の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導における ICT 活用の促進、③校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校の ICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT 環境整備を推進する。高等教育段階について、教育の質向上の観点から ICT の利活用を積極的に推進する。また、ICT の活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

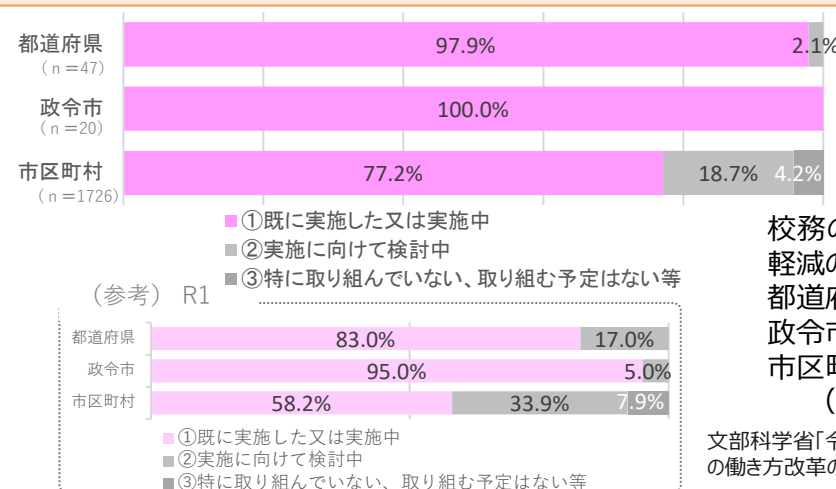
各指標の状況について

参考指標：児童生徒の情報活用能力



児童生徒の情報活用能力について、令和3年度に小学校第5学年、中学校第2学年、高等学校第2学年を対象に、合計150校（13,500人程度）にCBTで調査を実施した。（調査結果は令和4年度に公表予定。）

参考指標：校務のICT化による教職員の業務負担軽減の効果



校務のICT化による教職員の負担軽減の取組が進んでいる。
都道府県：83.0%→97.9%
政令市：95.0%→100.0%
市区町村：58.2%→77.2%
(R元→R3の実施率の比較)

文部科学省「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

各施策の進捗について

●情報活用能力の育成

令和2年度から順次実施されている新学習指導要領において、情報活用能力を「学習の基盤となる資質の能力」として位置付け、小・中・高等学校を通じて教科等横断的に育成することとしている。特に令和4年度から順次新しい学習指導要領が実施される高等学校においては、プログラミングやセキュリティ、データベースの基礎などを全ての生徒が学習することとなり、文部科学省に「高等学校情報科特設ページ」を設け、研修用教材や外部人材の活用に関する資料などを公表しており、関係省庁とも連携しながら指導体制の一層の充実を図る。

●各教科等の指導におけるICT活用の促進

全国の学校において1人1台端末等のICT環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、独立行政法人教職員支援機構と連携した指導者養成研修の充実や、文部科学省に設置した特設チーム「GIGA StuDX（ギガ スタディーエクス）推進チーム」による自治体への個別の伴走支援、「ICT活用教育アドバイザー」による専門的な助言や研修支援など、プッシュ型の支援を一層充実する。

●校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上

統合型校務支援システムの都道府県単位での共同調達・運用を促進するための実証事業（平成30年・令和元年）や、校務情報と学習記録データを有効につなげ、学びの可視化等を行う実証事業（令和元年）を行い、その成果を普及するためのガイドブック等を作成し、周知。

また、ICTを活用した校務の効率化を推進するため、専門家会議を設置（令和3年12月）して検討し、令和4年度中に結論を得る。

目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について、①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度）の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT環境整備を推進する。高等教育段階について、教育の質向上の観点からICTの利活用を積極的に推進する。また、ICTの活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

各施策の進捗について

●学校のICT環境整備の促進

- ・「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられるとともに、GIGAスクール構想により令和元年度、令和2年度補正予算に4,819億円が計上され、学校のICT環境整備が飛躍的に進んだ。今後は学校におけるICT活用を支援するため、学校の支援体制の発展・充実に図る。
- ・平成29年に策定された「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を定期的に見直し、令和元年12月、令和3年5月、令和4年3月に改訂した。
- ・ICT環境の円滑な活用に向けて、地方公共団体に対する専門的な助言や研修支援を行う「ICT活用教育アドバイザー」の派遣や、学校における教員のICT活用をサポートする「ICT支援員（情報通信技術支援員）」の配置を進めてきたところである。また、令和3年度補正予算及び令和4年度予算に、全国の自治体において「GIGAスクール運営支援センター」の整備を行う経費を計上しており、学校や市区町村を超えた広域的なICT運用支援を行う体制整備に取り組んでいる。
- ・大学等に対しては、情報セキュリティ対策を求める通知を発出し取組強化に関する周知徹底に取り組んでいる。また、デジタルを活用した教育の高度化を図る取組のモデル開発と必要な設備投資を支援している。

●大学におけるICTを利活用した教育の推進

- ・学習管理システム（LMS）の導入やVRを用いた遠隔の実験・実習の実現など、デジタル技術を積極的に取り入れ、学修者本位の教育の実現や学びの質の向上に資する取組における環境を整備するとともに、教育手法の開発を行い、その成果や好事例の普及に取り組んでいる。

●ICTの活用による生涯を通じた学習の推進

- ・放送大学では、オンライン授業を令和3年度に学部39科目（うち新規開設科目6科目）、大学院33科目（うち新規開設科目5科目）を開講するなど、そのほかの授業形態を含めたインターネットでの配信を行っており、オンラインで学習可能な環境を整備している。

進捗の総括

GIGAスクール構想により、学校のICT環境整備が飛躍的に進み、児童生徒一人当たりの学習者用コンピュータ数が大幅に改善するとともに、普通教室におけるLANの整備状況や超高速インターネットの整備率も改善した。また、教師のICT活用指導力も上昇傾向にある。大学においてもICTを活用した教育の実施割合が大幅に増加した。目標に向けた施策として、GIGAスクール構想のほか、ICT支援員の配置、各教科等の指導におけるICTの活用促進、校務ICT化の促進、大学におけるICTを利活用した教育の推進等の取組を実施した。

課題とその対応

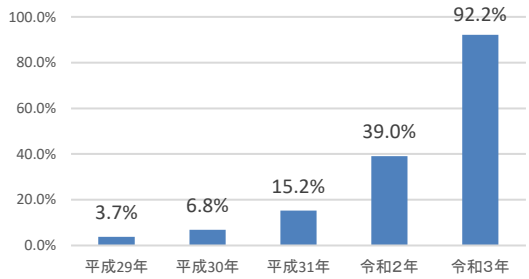
子供たちのICTの活用状況について、学校の授業におけるデジタル機器の利用時間が短く、また新型コロナウイルス感染症禍における公立学校での「同時双方向型のオンライン授業」の実施率が低調であったという課題があった。GIGAスクール構想によって整備が進んだICTを活用した指導力の向上を図ることが重要であり、現職教師のICT活用指導力の更なる向上に向けた取組を推進する。

目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、大学施設については、計画的な老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。また、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み、その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。

各指標の状況について

測定指標： 公立学校施設の長寿命化計画の策定率を100%にする

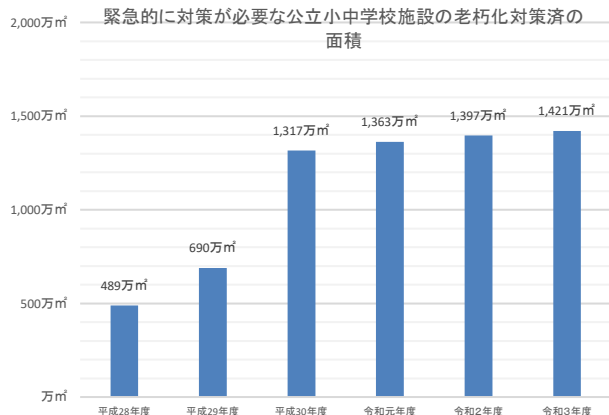


(各年4月1日時点の策定状況)

文部科学省「令和3年度個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査」

- ・令和2年度末までに策定率が100%となることを目指し、地方公共団体を支援してきた結果、策定率は大幅に向上したが、未策定の団体が一部残っている状況。
- ・当該団体に対しては個別にフォローアップを行うなどにより早期の策定完了を目指す。

測定指標： 緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減

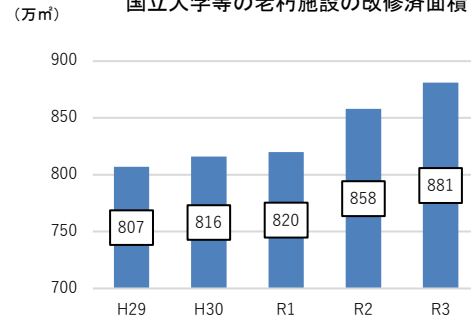


文部科学省「令和3年度公立学校施設実態調査」

- ・改築から長寿命化改修への転換を促進し、地方公共団体の取組を国庫補助等により着実に支援している。
- ・今後、老朽化対策が必要な施設はさらに増加する見込みであるため、引き続き国による十分な支援が不可欠。

測定指標： 教育研究活動に著しく支障がある国立大学等の老朽施設の未改修面積の計画的な縮減

国立大学等の老朽施設の改修済面積

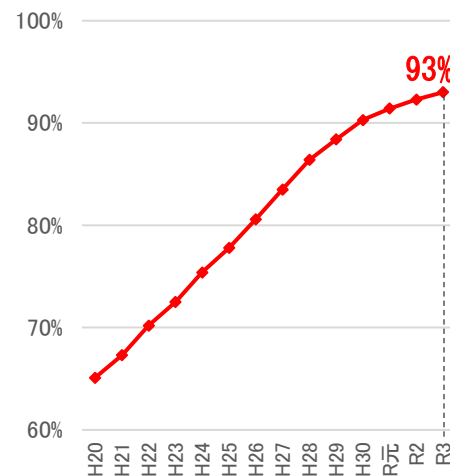


文部科学省「令和3年度国立大学法人等施設実態報告書」

- ・国立大学法人等施設整備5か年計画に基づく老朽化対策支援により、老朽施設の改修済面積は年々増加している。
- ・今後、老朽化対策が必要な施設はさらに増加する見込みであるため、引き続き国による計画的・重点的な支援が不可欠。

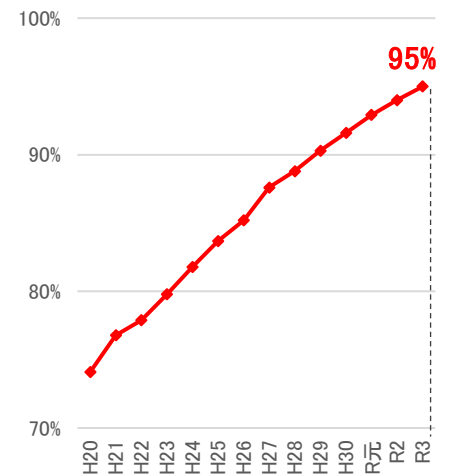
測定指標： 私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了）

<高校等の耐震化率>



「令和3年度私立学校耐震改修状況調査」

<大学等の耐震化率>



- ・私立学校の耐震化等は着実に進んでいるものの、未だ課題が残る状況。
- ・引き続き国による支援を行うとともに、耐震化等が進んでいない学校法人に対して更なる取組を促すなど、早期の耐震化等の完了を目指す。

目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、大学施設については、計画的な老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。また、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み、その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。

各施策の進捗について

●安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進

・公立学校については、長寿命化計画の内容充実を促すとともに、新しい時代の学びの実現に向け、長寿命化改修等を通じた老朽化対策と教育環境の向上の一体的な整備を支援した。国立大学等については、計画的な老朽化対策や大学の機能強化を支える基盤整備等を着実に実施しており、今後も計画的・重点的な施設整備を行う。また、私立学校については、耐震化等の実施を支援するとともに、学校法人における取組を促進した。

●学校における教材等の教育環境の充実

・令和2年度から10か年の「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」を策定し、これに対する単年度約800億円、10か年計約8,000億円の地方財政措置を講じている。このことについて自治体に対して通知等による周知を図り、学校教材の安定的、計画的な整備が実施されるよう促す。
・学校図書館の整備充実を図ったが、すべての学校での学校図書館図書標準の達成や新聞の配備には至らなかったため、引き続き学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充を図るべく第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（対象期間：令和4年度～令和8年度）を策定した。

●私立学校の教育研究基盤の強化

・私立学校の運営に不可欠な経常的経費を確保するとともに、各学校の特色を活かした改革に全学的に取り組む大学等を重点的に支援した。また、学校法人の寄附の実績を調査し、実態把握及び現状分析を行うとともに、講演会等において制度説明や好事例等の積極的な周知等を行うことにより寄附の促進に努めた。学校法人が行う収益事業について、通知の発出等により相談体制を整えた。
・経営上の課題を抱える学校法人に対しては、通知により経営指導強化指標を設定し、きめ細かい集中的な指導を行う体制を整え、経営指導・助言を開始した。また、令和元年私学法改正において財務情報等情報の公開拡充を義務付けた。

【再掲の施策群】

●施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営

進捗の総括

公立学校や国立大学等における計画的な老朽化対策は着実に実施されてきており、一部に未策定の地方公共団体があるものの長寿命化計画の策定も概ね順調に進捗した。また、私立学校についても耐震化等が着実に進んでいるものの、未だ課題があり、引き続き支援を行うとともに学校法人の取組を促進する。学校における教材等の整備については、地方財政措置が安定的・計画的に実施されるよう自治体に周知を行った。私立学校の教育研究基盤の強化については、経常的経費の確保や特色を生かした改革に取り組む大学等への重点的支援、経営指導強化指標を設定した上での経営指導・助言の開始等を行った。

課題とその対応

学校施設は今後老朽化対策が必要な施設がさらに増加する見込みであり、引き続き国による支援が不可欠である。学校図書館については、すべての学校での学校図書館図書標準の達成や新聞の配備に至らなかったため、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、公立小中学校等の学校図書館の整備充実を図る。

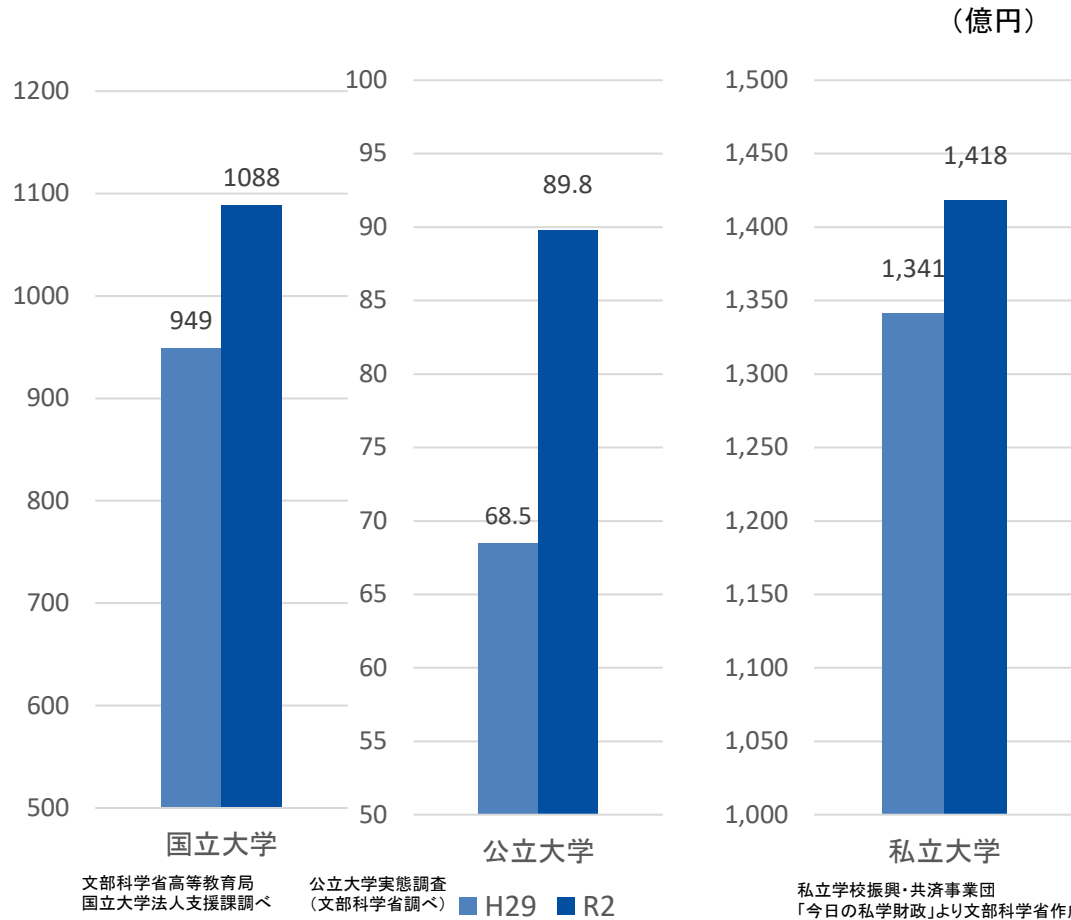
目標（20）教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革

今後 18 歳人口の大幅な減少が予想され、特に地方においては、小規模な大学が多く経営悪化が懸念される状況を踏まえ、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革により、特色ある「足腰の強い」大学づくりを推進する。

各指標の状況について

参考指標：・大学における外部資金獲得状況

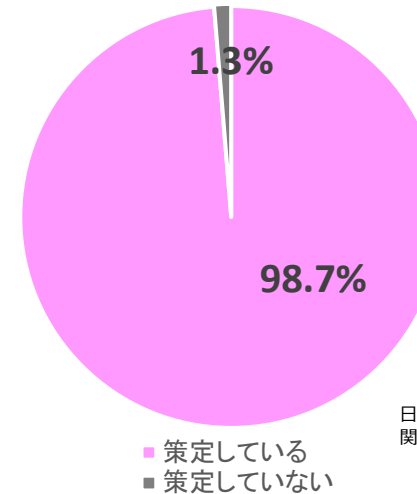
国公立大学への寄付金受入額の状況



平成29年度と比較し令和2年度の国立大学の寄付金受入額は約139億円、公立大学の寄付金収入等は約21億円、私立大学は約116億円の増額となっている。

参考指標：・中長期計画を策定している私立大学の割合

大学・短大・高専を設置する学校法人のうち
中期的な計画を策定している割合



令和元年の私立学校法改正において、大学を設置する学校法人に対し、事業に関する中期的な計画の作成が義務付けられた。
このため、令和3年度時点において、大学・短大・高専を設置する学校法人のほとんどで中期的な計画を策定している。

参考指標：・大学間連携に取り組む大学の割合

- 教育課程の共同実施制度を利用している大学数
48大学 (21共同学科・専攻等) (平成30年4月1日時点)
58大学 (25共同学科・専攻等) (令和3年5月1日時点)
- 大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人の数
3法人 (12大学) (令和4年4月1日時点)
※令和3年2月26日制度化
- 教育関係共同利用拠点認定拠点数
34大学57拠点 (平成30年4月1日時点)
32大学58拠点 (令和4年4月1日時点)

教育課程の共同実施制度を利用している大学数、大学等連携推進法人に認定された一般社団法人数、教育関係共同利用拠点認定拠点数は、いずれも増加している